

歌志内市議会会議録

第3日目（平成26年6月13日）

（午前 9時56分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番湯浅礼子さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案13件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（山崎数彦君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号5番原田稔朗さん。

一つ、3E（経済性、効率性、有効性）の評価の把握について、一つ、市役所の組織、機構

について、一つ、砂川地区広域消防組合について、一つ、民間有識者らでつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会の報道について、以上、4件について。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） おはようございます。

4件について一般質問をさせていただきます。

1、3E（経済性、効率性、有効性）の評価の把握について。

これにつきましては、行政の事務・事業等は全て全般を対象として、常に経済性、最少のコストで適正な量及び質の資源を獲得しているかという視点。効率性、一定の量及び質の資源により、どれだけの行政サービスを提供しているかという視点。有効性、一定の行政サービスの提供により、期待される成果がどれだけ達成しているかという視点の3点から留意しながら行政経営を行わなければならないと言われておりますが、次の事務、事業等について3Eごとに、その評価の把握を伺いたい。それぞれ経済性、効率性、有効性ごとに。

まず、①といたしまして、神威岳の運営（指定管理者制度）及び（株）歌志内振興公社の経営等については、相当な市の財源を要しているが、この評価はいかがでしょうか。

②保健行政の継続事業中、がん検診、健康診断として実施しているそれぞれの事業の評価はいかがでしょうか。

③除雪ヘルパー並びに市内の除排雪の評価はいかがでしょうか。

④デイサービスセンター運営事業（指定管理委託）の評価はいかがでしょうか。

⑤高等学校等就学支援金（補助金）の評価はいかがでしょうか。

2、市役所の組織、機構について。

本件については、平成23年9月定例会でも質問したところでございます。

そこで、①といたしまして、平成19年度からグループ制を導入し、7年経過いたしました。そのメリットとデメリットをどう評価しているのか伺いたいと思います。

②グループ制について、現在までの経過を見てみると、いろいろと問題があると思いますけれども、かつての係制に戻す考えはないかを伺いたいと思います。

3、砂川地区広域消防組合について。

①平成23年11月9日関係市町長会議で、平成24年4月1日の加入は先送りをしたいと表明いたしました。この件について以降、砂川地区広域消防組合と何回、どのような内容で検討したのかを伺いたいと思います。

②地区懇等では、ほとんどの地域で1日も早く加入したいと説明、あるいは市長の挨拶で言っておりますけれども、現在まで加入できないのはどんな問題があるのかを伺いたいと思います。

③いつの時点で加入を考えているのかを伺いたいと思います。

4、民間有識者らでつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会の報道について。

①この報道をどのような感覚でとらえているのかをお伺いしたいと思います。

②なかなか難しい問題だと思いますけれども、人口を減少させないためには、どのような今後施策が考えられのかを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者、答弁。

平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうから、件名の1、3E（経済性、効率性、有効性）の評価の把握についての①について御答弁申し上げます。

神威岳の運営指定管理者制度及び（株）歌志内振興校舎の経営等について、相当な市の財源を要しているがと、この評価についてということでございます。

市民が必要とする行政サービスを維持するためには、断続的にそのサービス内容等に対し評価を行うことが必要であり、評価に当たっては、単に合理的な手法とは別に市民の声や政治的判断という視点も必要と考えております。

神威岳スキー場及び温泉施設につきましては、指定管理者により管理・運営されており、老朽化に伴う設備改修や圧雪車など、備品購入等の事業を行っております。

利用者の安全性や利便性向上に向けた事業であり、平成25年度は工事請負費及び備品購入費等の歳出で8,942万5,000円を支出しており、一方、歳入は空知産炭地域振興助成金7,160万円、一般会計繰入金が1,782万5,000円となっております。

このため経済性の視点からの評価は低いものの、事業費にかかる財源確保や工事発注、施工管理など最低限の職員により行うなど、効率性につきましては一定の評価ができるものと判断しているところでございます。

なお、近年、スキー場、温泉とも利用者の減少が続いており、スキー場のリフト輸送人員では、5年前と比較し13万4,000人減の44万8,000人、温泉利用者数も同じく1万1,000人減の3万4,000人となっており、有効性の視点からは低い評価と判断をしているところでございます。

次に、（株）歌志内振興公社につきましては、昨年実施した施設の大規模改修事業を初め、観光施設の活性化に向けた各種補助金を交付しております。

本施設につきましては、市民の健康増進と憩いの場の目的に沿って運営されており、平成19年度の施設譲渡以降、平成24年度までに市から1億円を超える補助金が交付されており、運営補助的な性格であったことから、経済性にかかる評価は低いものの、昨年の大規模改修事業を初め、現在は一定の目的を持った事業に対し経済性を重視した補助に切りかえ、自立を促しているところでございます。

また、効率性の視点からは、担当所管を中心に関係各課と連携しながら事業内容の精査に努めるなど、一定の評価ができるものと判断をいたしております。

なお、昨年行いました大規模改修後は、入館者やレストラン、宴会などの利用増が図られておりまして、有効性の視点からも今後の経営改善に向け一定の評価ができるものと判断をいたしております。

また、アリーナチロル活用推進事業にかかる補助金につきましては、市民を初めとする利用団体の声を反映する形で再開した施設の運営管理費に対する補助でありまして、経済性、効率性の視点からの評価は低いものの、再開後は利用増が図られており、施設の設置目的ある市民の健康増進という点から、有効性につきましては一定の評価ができるものと判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 私のほうから、②番の保健行政の継続事業中、がん検診、特定健診以外の健康診断について、③の除雪ヘルパーについて、④のデイサービスセンターについてお答えいたします。

まず、②番目の保健行政の継続中のがん検診、健康診断として実施しているそれぞれの事業評価ですが、がん検診につきましては、経済性の面で309万9,540円の経費に対し、自己負担額が51万1,300円、がん検診推進事業補助金が24万円、234万7,240円

が一般財源となりました。

効率性の面では、胃・肺・大腸がん検診を同時に実施することで、住民の利便性と人件費の削減につながっております。

有効性では、25年度の受診率は、平成28年度の目標値を大幅に下回っております。しかし、受診率が低いながらも毎年数人のがんが発見されていることから、今後もがんの早期発見のため受診率向上を図ってまいります。

がん検診以外の健康診断事業につきましては、保健福祉課所管の事業として後期高齢者、生活保護世帯、肝炎ウイルス、20・30代結核、エキノコックス症、それぞれの検診があります。

経済性の面では、後期高齢者の健診は後期高齢者医療広域連合からの受託事業で実施しておりますので、経費の全額が受託料で賄われております。

また、生活保護世帯や肝炎ウイルスの検診は医療機関への委託料など、経費の2分の1が健康増進事業補助金として財源となっております。

20代、30代の検診、結核検診は自己負担収入をいただきながら実施しております。

エキノコックス症検診は、無料で全て一般財源となっております。

効率性の面では、集団健診として特定健診、後期高齢者の健診と同時に各検診を実施しておりますので、住民の利便性を考慮し、また人件費を削減しながら実施しております。

有効性の面では、各健診の受診率を上げることが重要となりますが、各健診とも受診率が低く、病気の早期発見、早期治療、重症化予防のためにも受診率を上げていくことが課題となっております。

次に、除雪ヘルパーにつきましては、経済性では、除雪ヘルパーの委託料が81万4,040円で、その財源となる利用者からの費用負担が5万円のため、76万4,040円が一般財源となりました。

効率性では、利用を申請した36世帯に対し、除雪ヘルパー7名で実施されております。

有効性では、平成25年度の除雪ヘルパー出動回数が年間1,058回ありました。これは降雪状況にも左右されますが、1世帯に対して4カ月間で約29回除雪したこととなります。

次に、デイサービスセンター運営事業の評価につきましては、経済性では指定管理料が3,221万9,000円に対し、その財源となる介護サービス等にかかる収入が1,546万2,000円あり、その差額の1,675万7,000円が一般財源となりました。

効率性では、この事業にかかる委託先の社会福祉協議会の職員6人分の人件費は1,793万円で、非常勤職員と法定福利費を合わせた総人件費は2,312万9,000円でした。

このほか、事務費が272万2,000円、事業費が653万6,000円、そのた負担金が78万2,000円で、総費用が3,316万9,000円となりました。

有効性では、平成25年度のデイサービスセンター利用者は、年間延べ利用人員が1,717人で、1日平均利用者は7.1人となっております。

利用者が多かった平成18年度と比較しますと、年間延べ利用人員では57%の減少で、安定経営の面と効果の面では非常に厳しい状況となっております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦興君） 私からは、件名1の②の健康診断にかかわって御答弁をさせていただきます。

国民健康保険加入者の特定健康診査につきましては、血圧、糖尿病などの生活習慣病に着目

した健康診断で、40歳から74歳までの被保険者を対象に、市、保健福祉課の協力・連携により実施しております。

健診料につきましては、国保加入者の300人分を広域連合予算に計上し、国の財政調整交付金による財源の確保に努力し、経済性を求めている旨広域連合からの報告を受けております。

効率性につきましては、経費の節減を念頭に健診料の低廉な価格の要請、利用費等必要経費の節減に努めております。

有効性につきましては、ここ数年24から25%の受診率であることから、アンケート調査により要望の多かった受診費用の無料化により受診率の向上を図ることとしております。

健診事業は必ずしも経済性、効率性、有効性の全てを満足させることは難しいですが、十分にこれら三つの視点に留意しながら、特定健康診査により生活習慣病の発症予防、疾病の早期発見、重症化防止を進めてまいります。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から、大きな1番目の3Eの③、市内の除排雪の評価でございます。御答弁を申し上げます。

市内の除雪の評価として、最初に経済性についてですが、市道周辺には多くの住宅があり、他市町の路線で多い郊外の除雪に比べ時間はかかりますが、事業費的には近隣市町と比べ除雪費用は平均的でございます。

そういった状況にありながら社会資本整備総合交付金の除雪費用の交付を受けて進めております。

また、市営住宅の集約化により空戸発生部分の除雪延長の軽減を進めたり、不必要な防犯灯の撤去を行い、社会資本にかかる行政コストの無駄をなくすなど、経済性を意識した行政展開を図っております。

次に、効率性ですが、早朝の市道等除雪は数少ない業者により行うこととなりますが、高齢化の進展により個人住宅等の除雪も早朝の除雪と同様に相当数の需要があります。個人住宅も市道や公共施設の除雪と連携して作業を行っており、行政サービスと住民対応の両立を実現しております。

今後は、除雪の効率性を向上させるために空き地を雪の堆積場とするなど、有効活用を図りながら排雪作業を進めてまいりたいと考えております。

最後に効率性ですが、高齢化の進展により市民ニーズが多様化しております。市民の安全・安心なまちづくりを実現するめためにも、きめ細やかな除排雪を心がけております。これからも日々調査・研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 私のほうから、件名1、3Eの評価の把握についての⑤高等学校等就学支援金の評価について御答弁申し上げます。

高等学校等就学支援金については昨年度の10月に開始し、ことし3月までの在学期間を対象として、月額1万円の交付を実施し、56世帯に対し計357万円を支出しており、3カ月ごとの交付として本年度も今月から受け付けを開始しております。

経済性としては、制度開始時の戸別周知に郵便を利用した以外の経費はありませんので、最少のコストで実施していると考えております。

効率性につきましては、市内の対象世代の子がいる69世帯中56世帯、およそ81%に対

し交付を行ったところであり、制度開始初年度として今後も検証を続ける必要がございますが、目的である進学奨励に資するに十分な需要があるものと認識しており、実施に当たりましては速やかな交付を期待されている申請者の希望と、受け付け、交付等の事務処理のバランスを考慮し、3カ月ごとの交付としているところであります。

次に、有効性につきましては、市内に高校がない当市の環境を踏まえ、高校がある市町村の家庭との経済負担の格差を軽減する意味において確実に効果が出ているものと考えており、また、子供たちへの投資である教育に効率を求めることに難しい点もございますが、今後申請者の方へアンケート調査を行うなど、さらなる需要の把握と制度改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうからは、大きな件名の2の市役所の組織・機構について、4番目の民間有識者らでつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会の報道について、お答え申し上げます。

2の市役所の組織、機構についてでございますが、①と②につきまして関連がありますので、一括して御答弁申し上げます。

一般的に言われている事項として、グループ制のメリットは事務事業の執行に適した体制を柔軟に対応できるとともに、係間の壁がないため複数の職員での協業体制が可能となることなどがあり、デメリットは、所管事務が多くなり業務の目標管理や進行管理が不徹底となりやすくなることから、中間管理職による管理の徹底が必要となってくることが挙げられております。

当市のグループ制につきましては、平成23年12月に立ち上げた庁内組織機構等検討委員会で検証しており、従前の係制と比較して、グループ内における相互協力体制が図られているといったメリットがある一方、業務の迅速化が図られていないなどのデメリットもあるとの意見が出されたことから、今後組織機構の見直しとあわせて、改めて検証を行い、研究、検討をしていかなければならないものとしております。

4番目の①でございます。

この報道をどのような感覚でとらえているかということでございますが、日本創成会議人口減少問題検討分科会では、将来推計人口をもとにした若年女性の人口減少についての試算を、このまま地方から大都市へ人口流出が続いた場合、20歳から30歳代の女性人口が2,040年までに半減する市町村が全国の896市町村に上るとの推計が発表されました。

当市については2010年対比で、若年女性人口が84.5%との減少率で、全道第4位と高い減少率として示されたところでありますが、本年度の執行方針でお示ししたとおり、人口減少対策は当市の最重要課題の一つとして、現在取り組んでいるところであり、高齢者対策や子育て支援など、掲げる施策の一つ一つを着実に推進することが重要であるとの認識の上、推計については重く受けとめつつ冷静に対応をしていく必要があるものと感じております。

②のなかなか難しい問題だと思うが、人口を減少させないためにはどのような施策が考えられるのかということでございます。

全国的に人口減少が進み、当市に限らずとりわけ旧産炭地域では人口減少とともに、過疎化の進行により地域の維持・存続が懸念されております。

これまでも基幹産業を失った当市における人口減少対策につきましては、最重要課題の一つとして、企業誘致を初め新たな産業の創出による雇用の場の確保とともに、移住定住の促進を図るため、子育て支援や高齢者対策など幅広い分野での施策を展開しながら、人口減少に歯ど

めをかける努力を続けてきたところでございます。

現状、それらの施策が実を結ぶまでに至っていない状況ではございますが、少しずつ地道にこれらの施策を進めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 私からは、件名3、砂川地区広域消防組合について御答弁を申し上げます。

①平成24年4月1日の加入は先送りをしたいと表明したが、この件について以降、砂川地区消防組合と何回、どのような内容で検討したか。

②現在まで加入できないのはどんな問題があるかということでございますが、①と②につきましては関連がありますので、一括して御答弁申し上げます。

平成24年4月1日加入を目指した協議においては検討期間も短く、広域化後と広域化前に検討をしなければならないものの項目を精査いたしました。その中で、広域化前に解決しなければならないものには、出動体制の構築、歌志内消防の災害の指揮や許認可の権限、無線不感地帯の解消、消防団の報酬額等が合意に至らなかったものであります。

今後の協議につきましては、これらの課題だけではなく、広域化後に検討する予定であったものを再検討をしなければなりません。また、昨年10月の行政常任委員会においても報告をさせていただきましたが、道とのヒヤリングも行い、当市の実情と取り組みについて平成25年12月に、第2次北海道消防広域推進化計画の中に、当市が重点地域に指定されたところでございます。

この計画では、広域化後の取り組みを5年延長し平成30年4月1日までを推進期間とし、期間中の実現を目標に取り組みを行うこととしております。

次に③、いつの時点で加入を考えているのかという御質問でございますが、③の時期についてであります平成23年には、市民、消防団、議会に対し検討経緯や諸課題等について説明をさせていただき、理解を求めてまいりましたが、さまざまな意見等が寄せられ、期間を含め理解を得ることができず、また、前段で申し上げました合意に至らなかった内容を踏まえ見送ったものであります。

今後、改めて合意に至らなかった課題について協議を進めたいと考えております。したがいまして、現時点では、明確な加入時期を申し上げることはできません。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 大変ありがとうございました。

それで、1番目の3Eの問題で再質問をしたいと思います。

それぞれの所管から、いろいろな答弁をいただきましたが、時間の関係もありますので一括再質問をさせていただきます。

今、いろいろと、それぞれの所管から答弁がございましたけれども、私がなぜこういうことを聞くかということでございますけれども、やはり行政はそれぞれ継続性もありますし、その年その年の関係もございまして、継続性のものについてはどこかで評価をして、例えば、これは住民の要望にあってないとか、あるいはコスト面でどうなんだとか、こういうことで常に評価をして、そして、その内容に問題があるとすれば中身を変えるとか、こういうことだと思うのです。それで、こういう質問をしたわけでございます。

そこで、今、それぞれ答弁をいただきましたけれども、これにつきましては当然住民本意の

行政経営ですから、住民のニーズに合った行事なのかとか事業なのかとか、あるいはこれはいつとも言われることですが、最少のコストで最大の効果が上がっているのかと、こういうような観点から質問を立ててみたのです。

それで、答弁をいただいた中で、住民福祉の増進、先ほども言いましたように住民の生活に役立っているのかとか、費用対効果、費用に対して最大の効果がなされているのか、あるいはそして及び運営合理化などの観点から見てどうなんだというようなことで、事務事業において住民の福祉増進とサービスの向上、経費の節減が本当に進められているのかとか、あるいは事務処理が効率的に行われているか、あるいは組織が簡素で合理的なものとなっているのかとか、事務の執行及び法令等に従って適性に行われているのかとか、あるいは社会経済情勢や行政ニーズの変化の対応になされているのかというようなことで、恐らくこの答弁の中には、そういうことを答弁しているところもありますし、私の意とするそういう答弁も全くないところもあります。

それで、これについては5点ばかり言いましたけれども、これは大体ことしの市政執行方針の中から、まだまだあります、ありますけれども、若干拾ってこういう5点に絞ったわけです。

それに、これにつきましては相当時間をかけなければ、意とするところがちょっとできないと思いますので、これにつきましては、議会があるたびに、私、再度やりますので、とりあえずおいといて2番目に進みたいと思います。

答弁の中では、メリット、デメリットそれぞれ答弁がありました。

それで、改めて検証を行い研究・検討をしていかなければならないと思いますと、こういうような答弁もございました。

それで、私は、先ほど質問の中でも言いましたけれども、前にもこの件について質問をしております。その結果、ちょっと細かいことは別にして、私はこれやっぱり欠陥があるのではないかなということ拾い出してみたのです。それで、それぞれお伺いをしたいと思います。

1番目は、23年の9月の定例会でも、当時の総務課長であります岩崎課長と質疑、答弁をくり返し行ったときに、岩崎課長の答弁では、グループ制で重要な事務配分を行うためのリーダーの育成など課題は残っております。また、既に導入しております地域級の職階への対応や職員採用を抑制している現状から、効率的な人員配置を可能とするグループ制について必要な改善等を行いながら、引き続き実施する考えですという答弁でございます。

私は私なりに、グループ制の欠陥と思われる件について、まず、順次再質問をさせていただきたいと思います。

次に、先ほど申しましたように、今のグループ内に主任主査が全くいないところもありますし、2人のところもあります。また、主幹もいるところといないところがあります。導入した地域級の職階への対応云々と言っておりますけれども、これは職員の初任給、昇格、昇任等の基準に関する規則の別表第1ということを行っているものと思いますけれども、リーダーの育成、地域級の職階への対応等で効果的な人員配置がなされているのか、私はそう思っていないのですけれども、この辺をまずお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 平成23年の9月と、その年の12月の議会で原田議員と、このグループ制の関係について議論をしております。これについて再度またインターネットで見ますと、この会議録について全国的な感じで見直しも後考ということで、この会議録が紹介されている面もありました。

今、御指摘を受けましたとおりに、当時のグループ制の欠陥という、夕張の問題も掲げてありましたけれども、仕事がある人に集中してしまう。それで、ほかの人たちがその業務を行ってもいいのではないかと、ある程度その人に預けていけばいいんじゃないかということで、そのグループ制の導入と係制の時代と若干仕事の効率が違うのではないかということの観点で、そう申し上げたのですけれども、それでグループのリーダーを育てなければならないということでお答えしております。

それで、今現在につきましては、今御指摘を受けましたように、主任主査が2人がいるところと、主幹がいるところがありますけれども、それぞれの業務を勘案して、今現在配置をしている。そして、今年度は新人も採用していますので、その業務の来年度に向けて組織機構、先ほど課長から答弁ありましたとおりに、現在の組織の見直しも含めてどういう体制がいいかということ、改めて検討する段階に入るのかなということで、当時の状況と今現在の状況と若干違ってはありますが、御指摘を受けている面については、それぞれ全国的にもそういう課題があるのではないかと。

また、人材についても不足しがちな場合については、何度も繰り返しますけれどもリーダーを育てる必要があるのではないかというのは、今もって課題となっているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それで、先ほど私言いました、別表1の職階制というのは、昔は8級まであったのかな、それが1級から6級になったのですよね。それで、例えば3級、4級、3級は主査の職、それから4級は主任主査の職務というようなことで云々1、2、3とかありますよね。

それで、私先ほど言いましたように、例えばいるところもあるし、2人いるところもあるし、こういうことで本当に、例えば1グループで主任主査が2人いる場合に、どっちが係長制であれば、どここの係の係長とこう言えば、わかるんだけど、一般市民から言うと、主任主査が誰で、主査が誰だとか、そして責任者が誰なのか、こういうことが非常にわかりづらいのですよ。これ総体的に後から市長にも聞きますけれども、そういう点で、グループ制も7年も経過したものですから、そういうことでちょっと質問して聞いたわけですが、そういう欠陥が私はあると思っていますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

それから、次に、平成20年の11月30日に、道の監査により不正があった事業所、歌志内市居宅介護援助事業所チロル、これが本当に大変なことだったのでしたけれども、閉鎖をされましたね。当時の住民福祉課が担当で社協に委託をしておりましたけれども、これだって責任の所在がうやむやで、結果として処分することなく終わったんですけれども、私は、これだって重大な組織の欠陥だと思っていますので、その点いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） この件に関しては、私、当時副市長のときに議会のほうで説明した経過がございますので、改めて御答弁申し上げますが、この市の関係の監査につきましては、当時道監が入っております。道監の監査の結果、行政の対応については問題がないと、このように報告を受けた記憶がございます。したがって、この件に関しての処分ということも、たしか議員協議会でなかったかと思うのですが、そのときにいろいろと御質問を受けた、そういう記憶がございますが、道監の中で行政のほうについては問題がないという、そういう監査結果を受けて、行政のほうでは処分といいますか、今、議員がおっしゃったような対応については困難であるという私は説明をした記憶がございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） わかりました。

それで、次に、今回の11日の報告第4号の件で、旧の文珠の埋立工事の件ですか、これは従来とも予算の要求等については、それぞれ所管で要求するのが当然であります。それで、工事の発注、契約等については全て建設課で行うことになっておりますけれども、この工事だけだと思っておりますけれども、特にこの工事金額が3,000万円ぐらいになるのかな、大きいにもかかわらず、なぜこれ、市民課で発注をして契約しているようでございますけれども、どんな理由なのか、まず所管があるわけですから、それぞれの所管課長に、こういうことをやっていて、ふだんの事務事業に支障がないのか、まず所管の課長のそれぞれの御意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦興君） 昨年私は担当ではございませんでしたが、私が4月に来て前任者からの引き継ぎ、それから担当グループからの説明を総合いたしましてお話しさせていただきけれども、昨年、擁壁の倒壊が確認された5月ごろに、市長や副市長、関係課長が集まって事業の打ち合わせをしたということで、この中で建設課については、業務が多忙だという状況があるということで対応が難しいということでした。しかし、安全上倒壊したままにしておくことは好ましくないということで、やはり早急に実施しなければならないという中で、市民課の中に工事をする人材、技術職員がいるということから、緊急避難的に対応するというので、これらを引き継いで現在に至っております。

それで、業務に支障がないのかということでございますけれども、勤務時間内に対応できないということであれば、やはり時間外勤務を命じて支障が出ないように進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さんに申します。

今のは組織機構のデメリットの件に引っかけて、通告外であるけれども、その事例を言っているのですか。

○5番（原田稔朗君） これを聞いて、そのデメリット、メリットに最終的に入っていかうと。

○議長（山崎数彦君） それは工事の発注の関係であって、このこととは関係ありませんので、通告外です。

○5番（原田稔朗君） わかりました。

そうしますと、こういうことができるとすれば、今のグループ制に大きな欠陥があるのではないかと私は思うんです。ということは、職員の異動によって仕事がついていくのかと。課であれば、そんなのは知らないよと、あんたたちのすることでしょうとということなんです。

だから、私はやっぱり先ほど来言ってますように、グループ制に全てとは言いませんけれども、若干の問題があるのではないのかと。

それから、もう一つは、例えば市民課で今やってますよと。そうしますと、事務分掌規則にそういう仕事をやっていいということに、書いてないんですよ。そうしますと、我々行政というのは、私いつも言いますが、条例とか規則に基づいて仕事をやっているんですけれども、そういうことでいいのかと、私はこれ大きな欠陥だと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） その一つの事例からすると、大いにその点については反省しなければならない点ということ、改善しなければならない大きな点であると思っております。また、事務分掌上についても、市民課のごみ処理施設というだけで、市民課が発注して、請け負った仕事についてはちょっと問題点が残るかなというふうにして受け止めております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 次に、これも、私、日にちに記憶がないのですが、実は基本構想で質疑をした経過がございます。それで、当時の市長の答弁では、社会情勢の変化、財源的な問題、特に産炭地域基金、旧基金、新基金等について、当市にとっては大きな財源でありますので、これらを含めて計画を早急につくっていきたくと答弁がありました。これも見直すとすれば、庶務企画グループだと思っておりますけれども、いまだに何もないということは、これもグループ制で機能が発揮していないのではないかとというふうに思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） その点につきましては、残り3年を切った時点で御質問があったということで、整理のする時間、市長が答弁したように産炭地基金とか大きな財源がもうなくなってきていると。その段階でその計画の見直しは早急にしなければならないということしは発言をして、議員の指摘のとおり事業計画を見直さなければならないということで進めてきたのですが、その中で、一方的には事務賦課といいますが、担当の職員の不足ということを理由に、ちょっと作業がおくれてしまったというのは事実でございます。

今、現在、第6次の基本構想に向けて早急にやるよう、また庶務企画グループのリーダーとか担当に話を進めてますので、もうしばらくこの計画の内容について総合開発審議会も含めて検討していかねばならない問題もありますので、もう少しお待ちいただければと思います。申しわけございません。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 時間もありませんので、この問題の最後、市長に伺いたいと思います。

これはある首長の議会の答弁でございますけれども、グループ制については指揮命令系統、職員の責任の所在が明確と言われていた組織運営が望ましいと考えている。市長の立場から見ると、時として、仕事の責任の所在が曖昧と感ずることがあった。判断は誰が行ったのか、結果に対する責任は誰にあるのか、市民に満足したサービスを提供するためには、足元がしっかりした組織でなければいけない。係制が全てを満たすものではないが、組織を変え、職員が気持ちを新たに責任を持った市民に良質なサービスを届けるのが行政の基本であると述べております。

私は、この市長の答弁に本当に同感をしたところでございますけれども、市長は、このコメントをどう受け止めるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 議員御指摘のとおり、このグループ制と係制については、確かに一長一短があると、そのように思っております。

今の市長さんの答弁といえますか、説明については私も同感という部分はございます。ただ、歌志内の場合は、小係という形で業務を遂行してたというものが、人的な不足といえますか減員を進めたことによりまして、1課1係ですとか、あるいは係の人員が非常に不足したということもありまして、その後、大係、いわゆる大きな係にまとめまして、相互の業務の支援

体制をとっていったという、そういう経過の中から機構改革検討委員会と申しますか、そういう組織を立ち上げて、管理職、そして職員のほうもその組織に入る中で、どういう形が望ましいのかということを検討した結果、このグループ制をとっていったという、そういう経過がございます。

そういう議論を踏まえて、平成23年ですかこの機構改革検討委員会がスタートして、その見直した内容のものが、これが私のほうへ見直しの結果ということで答申が参りました。現在の機構の内容というのは、この答申を尊重して、今進んできているわけでございます。

いずれにしても、業務の遂行する中で、いろいろな問題が起きると思います。今御指摘のありました責任の問題ということでございますが、市の仕事というのは、文書で起案し、文書で流れるわけですが、その起案をする職員が誰かという問題もあります。あるいはそのグループの中で、その業務における担当は誰かということは、おのずから、事務文書で通常の業務の中で仕分けをしているわけでございますし、縦の決裁ということで放任されている部分がありますので、職員の中ではその責任の内容、責任の所在というものは明確になっていると思いますが、いずれにしても、市民の皆さんについては、わかりづらい部分もあるのかなと、そのように思います。

平成28年ですか、この年が改めてこの機構の見直しをする年になっていると、このように伺っておりますけれども、毎年機構というのはその都度見直さなければならない部分もございますが、大きく見直すのがこの年ということになっておりますので、毎年そういう問題を掌握しながら、あるいは解決しながら、また改めて見直してまいりたいと、そう思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 残念ながら時間がありませんので、飛ばして一番最後の問題に入りたいと思います。

先ほどの答弁では、減少をさせないためにどんな施策があるのかというような、いろいろ答弁がございました。これ本当になかなか難しいので、今言ったから、今ということには僕はならないと思っているのですよ。

ただ、いろいろ報道も見ますと、何たってその地元にとどの新聞にも書いてありますけれども、働く場所の確保なんです。それで、定住促進条例、これもいいことですよ、私はいいと思っています。ただ、これ市民の中に、私もこんなことを考えている人がいるのかなと思ってびっくりしたのですけれども、市で一生懸命に、今、定住定住とやっているけれども、こんなと言われました店の買い物難民、店もないところに、わざわざ来て、家を建てると思ったら2,000万円から3,000万円かかるんだと。300万円もらったって一生の仕事だよと。だから、そっちのほうを先に解決をして、歌志内はこういうまちだよということをやって、そっちのほうが先でないかと、こういうような意見がありました、その辺どう考えますか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 全く同意見でございます。それで、私ども、今、委員会開かれまして相当な提案がなされておりますけれども、やはり根っこになるのはおっしゃるとおりでございます。そのためには居住地といいますか、住まわれている住宅の集約という、いわゆるコンパクトシティといいますか、そうい商売が可能になる地域の造成が必要だろうというふうに思います。

実は先日、総務省に赴きまして、幹部の方4人と個別にお会いすることができました。最終的には事務次官の方が時間を取ってくれまして、いろいろお話を聞いていただきました。その

ときに、まさにこの問題が言われまして、消滅するなんていうのは、それは何もしなかった場合だよと。だから、これからどういうまちづくりをするかが大切なんで頑張りなさいという。そのときにどういうことを考えているのというふうに聞かれました。そのときに、ほかから呼び込むのも一つの方法ですと。

今住んでいる皆さんに歌志内に残っていただく、あるいは長生きして人口減につなげないというのも一つの方法で、いろいろなこと、こういうことを考えていますと、いろいろなお話ししたときに、やはり住宅の問題、ちょうど人口が8,000人いた当時、北海道においでになっていた方で歌志内のことをよく知っているんですね。そういうこともあって、まずおもしろいから、いろいろなことをやってみなさいと、そういう中からこの住宅を集約して、若い方を呼ぶのも方法ですと、お年寄りに来ていただくのも方法ですと、そういう中で住宅をまとめて、今議員のおっしゃるような、そういうことを考えていくべきだと思っておりますという説明をしてまいりましたけれども、まさに私も同様の意見でございます。

これからのまちづくりは、そういう方向で考えていかなければならないというふうに認識をしております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さんの質問を打ち切ります。

○5番（原田稔朗君） 時間が参りましたので、終わります。

なお、お願いがありまして、全部できませんので、次回の議会でも同じ質問をさせていただく場合がありますので、御了承を願いたいと思います。どうもいろいろありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問順序6、議席番号3番湯浅礼子さん。

一つ、活力と魅力あふれるまちづくりについて、一つ、高齢者に優しいまちづくりについて、一つ、ふるさと納税について、以上、3件について。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 皆様こんにちは。本日の質問は3件でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、1件目、活力と魅力あふれるまちづくりについて。

平成26年5月14日公明党女性委員会は、あらゆる分野での女性の活躍促進を提案する「女性の元気応援プラン」を首相官邸で安倍晋三首相に手渡しました。同プランは2008年4月に女性委員会が発表した「女性サポート・プラン」を改定したもので全国900人を超える党女性議員が一丸となって、ヒアリングや先進事例の視察などを重ねて策定いたしました。具体例の一つには、2020年までに指導的地位にある女性の割合を30%まで引き上げるとの政府目標を踏まえ、首相を本部長とする「女性の活躍加速化推進本部（仮称）」を設置することを提案しました。当市におきましても女性の社会参画を後押しするための施策が必要だと思います。

①としまして、現在、市役所職員の女性職員の割合、管理職の割合についてお伺いをいたします。

②としまして、女性職員の育成については、どのような取り組みをされているのかお伺い

たします。

③としまして歌志内市にも多彩な人材が眠っているものと想像いたします。女性の社会参画の推進については、女性の力をつけること、つまりエンパワーメントが必要でございます。そこで平成6年に全国に先駆けて男女共同参画での推進宣言を行った宝塚市が、平成4年から平成21年まで行っていた女性ボードを紹介いたします。

この事業は、任期2年、女性の参画を目指し、市政への提言活動を行う事業でございます。ジェンダー問題や市政の仕組みを知るプログラムも含まれていて、本人の自己研さんや社会参加のきっかけとなり、主婦層を発掘し行政システムにおける意思決定の場に送り出す役割を果たしていたとのごでございます。終了後、自治体やコミュニティで活躍している人や、家事サポート会社を興した人もいて、ここで出会った女性のネットワークも大きな成果であったそうでございます。当市におきましても、参画社会の形成を女性自身が主体的に進めていくことができるよう、女性ボードのような人材育成、力量形成につながる事業の取り組みを要望いたしますが、御所見をお伺いいたします。

2件目、高齢者に優しいまちづくりについてでございます。

イとしまして、本年3月14日老人クラブ講話会で「脳の健康」ボケない秘訣を教えますとのタイトルで開催され大好評でございました。また65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15%で、2013年時点で約462万人に上ることが2013年6月、厚生労働省研究班の調査でわかりました。認知症になる可能性がある軽度認知障害（MCI）の高齢者も約400万人いると推定。65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算で、早急な対策が必要だと思います。認知症についての対応についてお伺いいたします。

①としまして、我が国における認知症の人の総数は、また歌志内市における認知症の総数についてお伺いをいたします。

②としまして、歌志内市における65歳以上の認知症高齢者総数についてお伺いいたします。

③としまして、厚生労働省は、認知症施策推進5カ年計画「オレンジプラン」を公表、また、団塊世代が75歳になる2025年をめどに地域包括ケア・システム構築の推進をしております。市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要ですといわれておりますが、認知症になっても在宅で暮らせるための医療、介護の施策の内容についてお伺いをいたします。

④としまして、厚生労働省の施策を受けて、歌志内市としての対応・取り組みについてお伺いをいたします。

ロとしまして、著しく進む高齢化やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、比例して認知症高齢者もふえてくることが予想されます。今後、ますます成年後見人制度は重要になってくると思います。当市の成年後見人制度の普及促進のため、制度の周知を具体的にどのように行っているのかお伺いしたいと思います。

ハとしまして、認知症サポーターは全国で養成している大変重要な事業でございます。自治体中心に講座などの取り組みを要望していますが、当市の考え方を伺いいたします。

3件目、ふるさと納税についてでございます。

全国から自治体への寄附は、心温まる反響を呼んでおります。当市の取り組みとして、ふるさと納税のPRは今までどのようにしてきたのかをお伺いしたいと思います。

以上、3件、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、件名の1、活力と魅力あふれるまちづくりについて、件名の3のふるさと納税について御答弁申し上げます。

1の①でございます。

現在、市役所職員の女性職員の割合、管理職の割合についてお伺いいたしますということでございます。

平成26年4月1日現在、派遣職員を除き消防職員及び病院職員を含め、市職員は125名おり、そのうち女性職員は43名のため、割合は34.4%となります。また、管理職は24名おり、割合は19.2%で、このうち女性の管理職員は病院の医療職員2名のため、割合は1.6%となります。

②の女性職員の育成については、どのような取り組みをされてるのかという件でございます。

女性職員の育成につきましては、市の政策決定過程に男性職員、女性職員がともにかかわり、多様な視点を取り入れることで多様な市民ニーズに応える政策の実施や質の高い行政サービスを提供することが可能となるため、全ての職員が公平に育成評価処遇され、能力を発揮できることが重要と考えております。

このため、特に、性別にかかわらず、北海道市町村職員研修センターで実施している研修所研修や、各種専門研修に積極的に参加させるとともに、本年度は中空知広域市町村圏組合で新たに実施した女性リーダー研修に参加させるなどの取り組みを行っております。

③でございます。

女性の社会参画、いわゆる男女共同参画社会については、人口減少社会を迎えるこれからの日本にとって、女性の意見や労働力は必要な力であり、一般論として言われる女性の持つきめ細やかな視点は、高齢化率の高い本市にとっても重要であると認識しております。

当市は宝塚市のような女性ボードを実施しておりませんが、各種審議会委員等への女性の登用、また、日常生活の向上と明るいまちづくり運動の発展を目的としている婦人会連絡協議会を委員として委嘱するなど、各種分野で女性からの視点で行政に対する意見などをいただいているところでございます。

今後も女性の社会参画に対し、各種審議会委員への積極的な登用を心がけるとともに、婦人会連絡協議会を通じた人材育成等につながる支援を行ってまいりたいと考えております。

3のふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税につきましては、制度の開始から7年目に入り、経済情勢の影響から寄附件数をふやすことが難しい状況にありますが、他の自治体では特典を設けることで実績を伸ばしているとの新聞報道がある一方、特典目当ての寄附者も多く一過性のもので長続きするものではないとも言われております。

当市におきましては、これまでPR用パンフレットの配布や、市のホームページへの掲載、札幌歌志内会会員、職員の知友人など、さまざまな機会をとらえPRに努めているところでございます。

特に、本年度より寄附者への感謝と地元特産品のPR、並びに販売促進を目的として、チロルの漬け物、神威高原蜂蜜のいずれか一つを、1万円以上の寄附者へ進呈することとしております。

今後におきましても、当市出身者へのパンフレットの送付や、市内宿泊施設への配置など、よりきめ細かなPRに努めるとともに、効果を上げている自治体の取り組みや方法などを参考にするなど、当市ならではの特色を見出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 私のほうから、2の高齢者に優しいまちづくりについて御答弁申し上げます。

まず初めに、イの①と②につきまして、関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

最新の情報では、認知症を有する人は全国で約462万人とのことです。しかし、まだまだ把握し切れていない方々も潜在的におられるのが実態のようです。

当市におきましては、数字として把握しているところでは、要介護認定を受けている方の中で、介護認定調査員が調査した際にチェックをして判断する認知症高齢者の日常生活自立度に基づいた資料によると、平成26年4月末現在の集計では、在宅者205名中115名の方が認知症を有して状況でございます。

さらに、現在は物忘れ程度が年齢相応程度で、病的なものではないと思われる方も含めると177名となります。

次に、イの③、④とハにつきまして、関連がございますので一括して御答弁申し上げます。

認知症サポーターは、北海道が年2回開催している研修を受講したキャラバンメイトと呼ばれる方が講師となって、一般市民を対象に養成講座を開き、その受講者が認知症サポーターとなります。

当市のキャラバンメイト有資格者は、北海道の情報では7名とのことで、うち1名は地域包括支援センターの職員が昨年研修を受講し、資格を取得したところでございます。

当市では、昨年度NPO法人中空知認知症を支える会の協力を受け、4回にわたって一般市民を対象に認知症基礎講座を開催しました。そのほか、老人クラブ懇話会や介護教室でも認知症を取り上げて開催しております。

また、在宅での医療と介護の施策では、やはり早期に発見し早期に適切なケアと支援が大切と考えますので、医療の現場と地域に出向いて活動している介護の現場が連携をとり、情報を共有しながら早期フォローにつなげていけるよう取り組んでまいります。

次に成年後見制度についてでございます。

成年後見制度は、認知、知的障がい、精神的疾病などにより必ずしも判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、支援する制度で、御本人、配偶者、四親等以内の親族が裁判所に申し立てするものです。

当市では、申し立てする方がどなたもない場合に備えて、成年後見制度利用支援事業として、申し立てと申し立てに必要な書類作成等にかかる費用の助成などの支援を行うこととしており、存在する親族の範囲、所得や財産の状況により本事業の対象となるか否かが決まります。周知方法につきましては、市のホームページ、高齢者サービスマップに掲載しております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

順不同になるのですが、後ろのほうの、今のふるさと納税の部分から再質問に入らせていただきます。

これは平成20年からスタートということで7年が経ちましたということで、私も余り関心を持っていなかったのですが、インターネットで調べますと、物すごい各市町村ですばらしい

プレゼントがあるんだなということ、びっくりして見てみました。

これは自分が任意に決めた自治体に納税する制度ということで、寄附金の扱いで行われる制度だということで自治体からの謝礼の品を目当てに寄附をされる人が少なくありませんということで、自治体の収入源としてのふるさと納税は、納める人納入される自治体とともに魅力がある制度だなというふうに私は感じております。そこで、歌志内市としては、今までどのように取り組まれてきたのかということで、今回質問させていただきました。

それで、歌志内のホームページ、またいろいろな部分を拝見しますと、まず、平成24年度のふるさと納税について総務省自治税務局の発表によりますと、全国の県、市町村で1,729自治体が取り組みましたと。そして、その納税総額は96億円を突破したと公表されております。この金額を見てとてもびっくりいたしました。

それで、歌志内市の平成24年度のふるさと納税は32万円、それから平成25年度では6件で20万円とありました。この部分ではどこにお住まいの方から納税されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 道内、道外という区分けでよろしいでしょうか。平成24年度につきましては、全部で62万円ございます。それで、道内が5件の39万円、道外で14件の23万円、合計19件の62万円が平成24年度でございます。平成25年度につきましては、道内で4件の18万円、道外で2件の2万円、合計6件の20万円という実績になっております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今紹介がありました、この平成24年度と25年度に振り込まれた方の納税の動機と言いますか、どのような関係で歌志内に寄附をしていただいたことになったのかとか、またどのような受け皿があったのかということ、わかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 納税していただく際に、指定事業区分ということで四つ、歌志内市としては設けております。一つといたしましては、地域コミュニティの推進に関する事業に特定、もう一つは子育て支援及び教育文化とスポーツの振興に関する事業、という区分が一つ、それと地域の活性化に関する事業というのが一つ、その他地域振興のため市長が必要と認める事業ということで、4区分してございまして、その寄附者の方がそういうものに特定して寄附をするという形になってございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 昨日と本日も人口問題で減少で歌志内市がなくなるのではないかと、いう危機感で、本当に歌志内のまちづくりを真剣に考えていかなければならないなと私も実感しております。その中で、全国で1番人口が少ないミニ市ということで、日本一になりました。それで、今度はまちづくりでも小さくても住んでいて本当によかった、どうぞ歌志内にいらしてくださいというような実績をつくりたいなあって心から私自身思っております。

それで、全国のふるさと納税はどのような状況になっているのかということ、調べまして、新潟市では80万4,838人の人口のまちでございますが、ふるさと新潟市応援寄附金ということで、平成25年の寄附金額については942件で、金額としましては1,839万2,000円、これは目的別の内訳とか、地域別の内訳とかというふうになってございまして、その中に地域別では北海道が22件の24万円とありました。

それから、鳥取の米子市では、ふるさ納税が1億円を突破したということを知りましたので調べてみたら、平成25年は2万4,447人の皆様から2億7,924万1,257円という寄附を集めていたので、これには本当に驚いてしまいました。平成24年人数の約3.4倍の寄附の値します。金額は約3.1倍は人口は14万9,964人で、歌志内市の37倍の規模でございました。早速、私、ふるさと納税金額を37で割ってみました。すると754万7,061円になりました。

歌志内市を変えたいという強い思いがあれば、これもできるのではないかな、また、挑戦に挑戦を重ねたときに本当に米子市に追いつけるのではないかなという、そういう気持ちになって、去年は希望で胸がいっぱいになりました。

歌志内市についての、今後の取り組み方について、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 他市の事例いろいろございまして、また道内でも上士幌町というところが1万3,000件を超えて2億4,000万円という金額を集めているのも実際でございしますが、今言われたところは、それぞれ特産品というのがかなり有名なものがあって、その特産品目当てという部分の寄附者も大勢おるということを考えますと、なかなか特産品の少ない歌志内というのはハンディがあるのかなと思っております。

ただ、ふるさと納税という部分でございしますが、別名ふるさと応援寄附金ということで、何かの寄附をして、そこの地域に頑張ってもらいたいというのがベースにございます。その辺でそれを利用して特産品のPRとかを見込んで、そういう宣伝をして出す人も特典があったほうがいいということで、かなりこういうばらつきが出ているのではないかと思います。歌志内のほうもことしから、漬物と蜂蜜のほうを、少ないですけども特典として出ささせていただいております。

ないものはしょうがないのですけれども、いろいろな工夫を考えて、例えば入館券でもいいのではないかなとも思っておりますし、道外の方がもらってもしょうがないので選択制にして、そういうのは近場の方であれば、こちらのほうに来れるということも考えられます。時期であればスキー場のリフト券というのも考えられるということがありますので、工夫しながらそういう選択肢をふやしながら、PRを重ねていくしかないのかなとも思っておりますので、その方向で進んでいきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 歌志内では漬物と、それから蜂蜜でしたか、そういうのが出てましたので、もっともっといろいろ何か歌志内のまちに足を運んでいただけるような、何か特典を考えていただければなというふうに思うんですね。物ではなくて、例えば歌志内のまちは今、こういうふうになっていますよというふうなメッセージとともに、一番私思いますのは、歌志内が最盛期のころいた人口の方々、歌志内が大好きでも仕方なしに歌志内市を去った方々と、まだ交流していらっしゃる市民の方がたくさんいらっしゃると思うのです。特に年賀状なんてやりとりしている方も、1人40枚から50枚、多い人は100枚、200枚と、300枚と出されていると思うのですが、町内会を通じて、そういうふうな掘り起こしといいますか、その中でもふるさと納税をやったら市も助かるし、自分自身も得をするんだよというPR。

ほかのところを見ましたら、計算デイというのはどういうふうになるんだよというのがのっかっていたので、歌志内市としては、それは考えておりますでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 実際パンフレットというのも若干つくっておりますので、そういう部分ももっと広く皆さんにわかっただけられるような方法を、今おっしゃられた町内会を通してとか、いろいろな部分で広めていくようなものを考えていきたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ぜひいろいろな、また若い方がいろいろ知恵を発揮してくださると思えます、いろいろな意見を聞いて取り組んでいただきなというふうに思えます。私、この部分では歌志内が本当に危機感を持って、大変なんだということをやっぱり自分の友人、知人に訴えていく中で、物ではなくて、まちがなくなってしまうたら大変だという部分でのいろいろなこちらの真剣なアプローチで納税をしていただけるのではないかなというのが、強く感ずるんです。特に寄附をしたことによって、自分自身も得をしますし、また歌志内を応援したい、あげられたんだという何というか満足感というか、その部分とまた歌志内市が助かるという、その部分を最大限に利用して本当に最高に、今までになかったような実績づくりをしていただきたいなというふうに思えます。その意味では、チロルの湯、また神威岳のイベント、いろいろな部分で計画されて案内をしていただきたいというふうに思えます。本市の取り組み方として、今いろいろ私提案申し上げましたけれども、村上市長さんから一言、今後の方向性についてお聞きしたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 議員の御指摘のとおりだと思いますし、総務課長のほうから御答弁申し上げた内容も、今いろいろと検討をしながら進めているところでございます。

そのほかに、実は、内々内部で検討をするようにということで指示をしておりますのは、例えば歌志内の何かですね、皆さんに期待をいただけるようなそういうこちらのほうからお返しできる、そういうものを開発できないか、それが例えばチロルにしても神威岳、あるいは道の駅、そういうもので歌志内に行ったらこういうものがあるよということで活用できるのではないかなと、そういう思いが私するものですから、ただそう言いながら、そういうものを開発するための先行投資する費用というのものなかなか厳しいのかなという、そういう思いがありますので、そういう方々、もしやってみようかなという方々がおいでになるとすれば、行政のほうも、そういう部分に支援をさせていただきながら、何とか今申し上げました歌志内に行ったら、こういう珍しいものがあるよと、あるいはこういうおいしいものがあるよと、何かそういう特徴づけるような、そういうものの開発を進めてみたいという、そういう思いは持っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

では、2番目の高齢者に優しいまちづくりのほうに進んでいきたいと思えます。

今、老人クラブの懇話会で脳の健康ということでボケない秘訣を教えますという部分では、私も参加させていただきまして、たくさんの方が見えられて本当に大反響だったなというふうに思えます。こういう一番身近な部分での取り組みというのは、各町内会からの反響というのはどうだったでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 各町内会ごとのアンケート的なものはとっておりませんので、よかったとか、悪かったとか、そういうふうな具体的にはちょっと聞いておりませんが、おおむね参加された方々からは、やはり身近な問題であるということなので好評をいただいたというふうには聞いております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今ずっと答弁聞かせていただいて、余り認知症の取り組みについてはまだ明確にとらえられていないような気がいたしました。高齢者比率が高い歌志内市ですので、どこよりも早く認知症、また人数いろいろな部分、実態を早くつかまえて対策を立てること、先手を打つことということが一番大事な部分ではないかなというふうに思うのですが、この件はいかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 議員がおっしゃるとおり、やはり早期に発見して早期に対応していくというのが国のほうでも示されているように、必要な施策というふうになっております。そこで、私どもとしましても、いろいろな情報をつかみながら、もしそういう対応が必要な方があれば対応をしていくというのが基本となっております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 全国的に今地域包括ケアシステムの推進に当たっていろいろなファクターとなっている認知症、あるいは軽度認知障がい（MCI）の早期発見プログラムが、全国の各自治体で医療機関とかで導入されております。ちょっと私も調べてみました。たくさんあるんですね。それで、1点目はMCIスクーリング、これは米国で開発された認知機能のアセスメントなので高橋医師が奨励している部分で、これは97%の正確性ですぐわかるということで、約10分間で結果が出る。そして、高齢者向けで軽度認知障がいスクーリングテストがきちっとできるということでございます。

それから、埼玉県のほうで導入しているのは、頭健康チェックということで、検査費用が2,500円は市負担で、市民は無料ということで導入をされているようです。それから、尾張旭市というところなのですけれども、ここでは脳健康チェック、頭の元気丸というものを測定できるようになって使われているそうです。

それから国分寺市、ここでは認知症会員チェックサイトということで、家族介護者向けに、これって認知症ということで、一つ一つ質問に答えていったらわかるという部分、それから私も認知症ということで本人向け、これは大友式認知症予測テストということで導入されているそうです。それから物忘れ相談プログラムというところで、TDA Sプラス物忘れ対策トレーニングということで、タッチパネル物忘れプログラム、これ1台約80万円するんですけれども、鳥取大学医学部の浦上教授が開発したそうでございます。それから今度は、導入自治会団体等でやっている部分ですけれども、川崎市まちぐるみ認知症相談センター日本医科大学武蔵小杉病院というところで行っている部分なんですけれども、ここでも導入されている。それから岩手県の奥州市で思い出カフェ、これはオレンジカフェですね、それから3番目、鳥取県の琴浦町というところ、倉石市、またそのほかの県の各自治体でいろいろなものを導入していて、市町村に経費を支援しているというふうになっておりました。

それから、秋田県の大仙市とか、それから北海道循環器病院予防医学センター、これはTDA Sプログラム検査料1,480円、このようにさまざまいろいろな認知症が自分がすぐ測定できるというものを導入しているということで、歌志内市もこういうものが導入されたらどんなにか安心だろうなという思いが私にはしたのですが、この件はいかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今、いろいろお話、情報をいただきましたけれども、現在当市のほうでは、今言われたようなものを具体的に今すぐ導入するというわけではございませんけれども、私どものほうとしましては、やはり早期発見という早期治療につなげるといいます

か、そのためには、日ごろから介護サービスを提供している中で、例えば担当のケアマネジャーですとか、または定期的に訪問している状況を把握しながら、御家族の方等の要請があれば包括センターのほうの職員も訪問しながら、かかわっていくというような体制もとっておりますので、そのような中で、御存じかと思いますが認知症高齢者の認知症の生活自立度というものに照らし合わせながら、どういう状況があるのか、どういうような状況になっているのかというようなところを把握しながら、例えば治療ですとかそういうサポートにつなげていくということで、対応していくかなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今いろいろケアシステムで推進されていると思うのですが、一番私心配しますのは、在宅介護をされている家族の方への支援ということが一番大事な部分だなと思っているのですが、これについては当市はどのように考えておられますか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） どこまで在宅で対応できるかというのが一つ目安というか問題になってきております。また、認知症の方が入れる施設というのも限られてきます。例えばグループホームですとか、または特養だとか、いろいろな面がありましたけれども、なかなか今は在宅で支えていくというところでは、非常に難しい面が出てきているのが全国的なこの認知症に対する課題というか問題でございます。

オレンジプランの中なんかでも、そういう施設を頼らず地域の中で自立して生活できるようにというのがオレンジプランの5カ年計画の中の対策かなと思いますけれども、実際にはなかなか在宅で見守っていくというのは非常に難しいところかなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） この介護につきましては、私が平成23年度議員にさせていただいて、初めての議会で一般質問をした6月、私、母があと1カ月もたないよということで、砂川市立病院でお世話になりました。その間51日間砂川市立病院に泊まり込みながら、一般質問に取り組んだという本当に思い出深い部分がありまして、本当に看護をするということは大変だなという、よく後から考えると毎日身体がもって、あのようになんか自分自身も思っているのですが、介護をされている家族の手当というのは、本当に大事な部分だなというふうに思いますので、いろいろなデータを市民の皆様からお聞きして、どうやったら一番よいのかという部分を当市としての考え方をもう一度再確認といいますか、施策といいますか、そういう部分をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 議員がおっしゃるとおり、やはり御家族の方等の負担というのは非常に大きなものになってくるのかなというふうに思います。

当市には、例えばNPO法人だとか、支える会とか、そういうのがございませんけれども、先ほども申し上げましたけれども、もしそういうので私どもの情報として入ってくるのであれば、できる限り御相談に乗ったり、先ほどのお話ではないですけども、施設なのか、また在宅で支えていくのか、その辺も御相談に乗りながら適切に、できる限り御家族の負担を和らげるというような形でのサポートができればいいかなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 全国的な取り組みの中で、今、オレンジカフェの取り組みが各自自治体で推進されております。これは本当にすごくいいものだなというふうに私自身も感じました。それは歌志内市に空き家が結構あります。その空き家を利用して各地でやられているところも

多々あったのですけれども、いなかのほうで一軒家で本当に環境のいい場所で、空き家を活用して関所みたいな雰囲気づくりをつくって、500円払って、そして、そこでメニューをもらって、いろいろな食事をできる。そして、そこにはサポーターの方もいらっしゃったり家族ぐるみとか、またもちろん認知症を患っている方も一緒に食事をしながら、また趣味の部分ですとあって、いろいろな部分で精神的に落ち着くといいますか、家族を含めて何かできるような雰囲気のところで、こういうのが歌志内にあったらいいなと私自身も思ったのですが、このオレンジカフェの取り組みについてはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 現在のところ、そのようなオレンジカフェというような取り組みというのは実際的には行っていないのが実情でございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） オレンジカフェの部分で研究をして取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に、認知症サポーターの部分に入っていきたいと思います。

平成25年度6月の定例議会で、この認知症のサポーター養成講座ということでキャラバンメイトのことで質問をした経緯がございます。そのときには、自治体は養成講座というのを開催予定はございませんというふうに答えられていたのですが、今はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 先ほど御答弁申し上げましたけれども、現在本市には7名のサポーターの方がいます。そのうち、うちの地域包括で1名、昨年度受講して1名いるという状況でございますが、活動をするというか、その認知症サポーターの方が活動する場というのは、なかなか今の現状ではでき上がってないと。というのは、その認知症サポーターの方々がそれぞれで活動するというのが、その認知症サポーターの基本のようでございます。

今後、そのような、例えば活動をしたいというような声があれば何らかの形で、そういうような講習会とかができていくのかなというふうに思いますけれども、現状ではその方々からそういう講習を行っていききたいというのは現状お声がないので、現状はそういう講習も行われていないというのが現状でございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 認知症サポーター数ということでここにあるのですが、平成26年3月31日現在で498万9,053人、もうかなり多くの方がいらっしゃいます。これだけ全国的に認知症で新聞を賑わいました自分が何かわけがわからなくなって、地方に行ってそのまま行方不明になって、何年間も家族と会わないで本当に大変な思いをしたという部分の報道がたくさんありました。

それで、本当にこれは大変不幸なことだなというふうに思います。決してこういうことがあってはならない。歌志内市では絶対起こしてはならない部分だなというふうに思います。この認知症の問題は高齢者社会においてはもう重要な部分でありますので、先手先手で施策を練っていかなければ大変ではないかなというふうに思います。

先ほどのいろいろな導入というふうな部分で紹介をさせましたが、国分寺市の認知症対策が前進したということで、この議員さんとちょっとコンタクトをとることができたのですけれども、国分寺市で5月29日から認知症チェッカーが掲載されまして、これはパソコンとか携帯電話とかスマホで簡単に認知症のチェックができるものなのです。

これって認知症ということは、先ほど紹介しました家族介護者向け、それから私も認知症という本人向けというふうに、こういうふうになっているのですけれども、この御本人向けのサイトというのは、日本で初めての導入となったということで、本当にチェックした後が結果とともに、相談先とか制度のリストが表示されて、また認知症に特化したホームページのサイトも充実して、市内、また市外にかかわらず認知症の相談ができる医療機関はここにありますよという、また、それからどこに相談に行けばいいのというふうな声が答えられるようになったということで、新聞掲載後からアクセスが一気にふえまして、認知症への不安を抱えておられる方の多さに、もう改めて痛感をしましたと、湯浅さん導入に向けて頑張ってくださいというふうに激励を受けたのですが、本当にいろいろな意味で導入の部分、それからサポーターの部分、本当にいろいろ研究してやっていただきたいと思います。

一番心配しますのは、先ほど人数を聞きました。それで、私の知人の中にも、あら、この人大丈夫かなという方が何人か、高齢の方ではあります但し電話がかかってくる、テープレコーダーのように同じことを、最初2回ときは対応したのですが、3回、4回となると、これはこの方は大変だなと、何か手当をしなければという部分がありました。

こういう方が歌志内には、まだまだたくさんいるのではないかなと、もっともっと見守りたい、また民生委員の方とコンタクトをとって、歌志内市には実際、認知症の初期の状態という方が何人いらっしゃるかという実態調査を積極的にやっていただきたいなという私の要望なのですが、この点、もう一度伺いいたします。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 認知症につきましてはおっしゃるとおり、今、社会的な問題というふうになってきておりますので、今後におきましても認知症の部分についての情報提供ですとか、また各種講習会とか介護教室等を通じまして、認知症について御理解をいただくという取り組みについて行っていきたいなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） どうぞよろしくお願ひいたします。

時間がなくなりましたので、成年後見人制度の部分は、この次何かの機会にとっております。よろしくお願ひします。

それと最後、女性の力で歌志内を活力と魅力あふれるまちづくり、もう本当に何とかやっていきたいなというふうに私自身も思っております。

それで、先ほど宝塚市の助成ボードという部分を紹介させていただきました。

それで、歌志内においては、北星学園の杉山先生を初め福祉計画ということで、いろいろまちづくりの20名の委員の方を交えて、いろいろな会議をされて、あれを見させていただいて本当にいいことだなというふうに思います。ああいうみんな意見を出し合って、市民の皆さんを交えてやるということが理想だなというふうに私自身感じたものですから、今回の女性ボードを提案させていただきました。

それで、婦人の婦連協の会合ですとか、いろいろな部分で女性職員が委員になって、その中で活躍されていると伺い、とても安堵したのですけれども、今回の女性の人材育成ということで、これは北海道町村職員研修センターというところに研修名でいろいろな講座が開かれているんです。その中で推薦期限が6月30日ということでホームページに載っていました。その中では、職場で生かす活動制開発とか、それから税務事務の固定資産税とか、指導能力とかと、こういうふうな部分の講座がございますが、6月、7月とある部分で何名かの女性がこの講座に参加するようになっていたら、教えていただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 先ほども御答弁若干させていただきましたが、私どもが行く部分につきましては、北海道市町村職員研修センターというものがございます。そちらのほうに一般研修から各種専門研修、今おっしゃいました税務ですとか、いろいろな部分の専門研修含めてやっております。これについてはその年の順番を決めながら行く者と、また本人が望んで手を挙げて行く者ということで、これについては男女の区別なく計画的にやったりしております。例えば、研修所研修につきましては、これ平成25年度の実績でございますが、市役所のほうでは5人が受けておまして、その中で女性は3人行っております。これにつきましては地方自治法ですとか、民法、行政法、地方公務員法とか、こういうものを研修するものでございます。

また、各種の専門研修ということで、昨年では2人受けておまして、その中のうち1人は女性でございます。これは税務の事務基礎研修ということでございますので、そういう職場に行ったら必ず受けるようにしてございますので、そこに行った方が行くものでございますので、得に男女を分けてということではございませんので、その職場に行くと、行く研修でございます。これが2人のうち1人ということでございます。

また、あと職場内研修ということで昨年、対人コミュニケーション研修とかいうものを役所でやりましたけれども、市役所の参加人数が74人で、このうち16人の女性の方が参加しております。今、押さえているはこの程度でございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今の研修には、自分から行きたいですよという女性職員の割合というのはどれぐらいありますか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 手を挙げた人数等は押さえてませんが、結果が今言ったような部分になってきているのかなと、専門研修を除いてですね、そのほかの部分ではそういうことになっております。職場内研修については市職員全員対象の研修ですから、業務に支障のない限り出てくるということになっておりますので、その辺については先ほども言った割合で、結果的に参加したということでございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 先ほどちょっと言い忘れたのですけれども、いろいろなまちづくりの意見交換会とか、そういう部分があると思うのですが、若い女性、30代、40代の方、いろいろな意見を持っていらっしゃる方が歌志内に熱い思いを持っている方がいらっしゃると思うのですが、そういう部分での意見交換会ということの考えはどういうふうになっておりますか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 3月の一般質問等でもいろいろ回答いたしましたが、あらゆる機会を見つけながら、いろいろな各層の方々との懇談というのは考えておりますので、そういう集まりとか、そういうのをねらいまして今後いろいろ開催していきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今回の女性の元気応援プランということで、女性職員が本当に結婚しても仕事をやめないで続けていきたい。そして男性と同じくしっかり頑張っていきたいという方がたくさんいらっしゃると思うのですけれども、役所の中では、妊娠されて、出産の部分で休暇を取るとか、また、育児で休暇を取るという部分での、今までそういう取った事例という

のは何パーセントくらいありますか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 昨年育児休業の方がお一人おりました。パーセントといいますか、そういう取れる体制にしておりますので、100%ということなんでしょうか。そういう人は希望すれば育児休業を取っているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） では、決して取りにくい雰囲気ではないということですね。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） そのように御理解いただければと思います。当然その職場から1人抜けるわけなので、また、職場の協力体制も必要ですので、その辺皆さんでカバーしてやっていくということでございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 女性が家庭を持ち、また仕事を持っていくという部分の中で、一番苦労するのは残業等とかありまして、それでちょっとそういう部分で大変だなという部分もあると思うのですが、男性もそういう家事に協力をしていただいて、女性が仕事をしやすいようにとか、また育児の面でも育メンチームを結成してとか、そういう部分でいろいろ元気応援プランの中ではあるのですが、そういう部分での歌志内市役所の職員の方には、どのような指導をされておりますでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 特に家庭に帰ってからの指導というのは市のほうではしてはおりませんが、昨日から一般質問等に出ている人口減少問題という部分につきましては、今言われたそういう残業ですとか、そういうところで女性が多くなっていくと出生率にひびいてくるとかという部分も出ておりますので、その辺は国レベルの部分でやっていただくものもございまして、自治体でやっていく部分もあると思いますので、その辺役割に従って進めてまいりたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 私の提案しました女性管理職が30%を目指すという部分が大きな課題なんですけど、全国的に見ますと、本当に割合は低くて6.6%とか、これは内地のほうなのですが、いろいろな部分で女性の課長級以上の管理職の女性職員がいないのだという部分で、何とか女性の力を、また女性の意見を取り入れていただくような、そういうシステムにしていきたいなというふうに思って、今回作成いたしました。この部分について、もう時間があと少ししかなくなりましたので、最後に、市長さんのほうから、この部分は女性の応援団としてどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 歌志内市としまして、男女という性別で判断するという考え方は持っておりません。昇任というものにつきましては、あくまでも本人の力量、あるいは人格、そういうものが総合的に評価されて、そして任用されると、そのように私は理解しておりますので、したがって全ての方に、私はチャンスがあると。また過去にもそういう登用された女性もおいでになります。したがって、本人のやはり努力ということが結果とてあらわれると、そのように考えておりますので、常にチャンスはがあると、そのように御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さんの質問を打ち切ります。

○3番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

○議長（山崎数彦君） 1時10分まで休憩いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時06分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を続行いたします。

質問順序7、議席番号7番本田加津子さん。

一つ、歌志内市地域福祉計画について、一つ、社会教育の推進について、以上、2件について。

本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 2件について質問させていただきます。

件名1、歌志内市地域福祉計画について。

「気遣い、心遣い、向こう三軒両隣のまちづくり」を基本理念に、平成24年から平成28年までの5年間を計画期間としてさまざまな取り組みを実施されていると思います。

基本理念を実現するため、七つの目標を掲げ、計画の推進に積極的に取り組みますとあります。そこでお伺いいたします。

①基本目標1、目配りと気配りのまちづくり。

地域の絆づくりと仲間づくりについての取り組み内容についてお伺いいたします。

②基本目標2、お互いさまと言えるまちづくり。

福祉に関する学習会について、昨年度の実施内容と参加者数をお伺いいたします。

また、今年度の実施内容をお聞かせください。

③基本目標3、安心安全のまちづくり。

イ、安心な住宅環境と冬を楽しむ生活環境の整備についての取り組み状況をお伺いいたします。

ロ、要援護者に対する災害時などの組織づくりについての取り組みについてお聞かせください。

④基本目標6、住民の視点に立った多様で良質な福祉サービスの展開。

イ、地域で必要とするサービスを把握するための体制の整備についてお聞かせください。

ロ、要援護者の相談支援体制の充実について、相談しやすい環境づくりを進めるためにどのような取り組みを実施していくのかお聞かせください。

⑤基本目標7、市民の不便さをなくす。

イ、雪に負けない環境づくりを目指すための実施内容についてお伺いいたします。

また、今年度の取り組みについてもお聞かせください。

ロ、買い物・通院に困らない地域づくりに向けて、どのような取り組みをお考えかお聞かせください。

件名2、社会教育の推進について。

平成26年度教育行政執行方針の社会教育の充実で、社会教育推進の重点の一つとして、生涯スポーツの振興と健康づくりの推進の中で、誰もがいつでもスポーツに親しむことができるよう、世代に応じたスポーツ活動の充実に努めるなど、生涯スポーツの振興に取り組んでまいりますとあります。そこでお伺いいたします。

①世代に応じたスポーツ活動の充実に努めるために取り組まれる内容についてお伺いいたし

ます。

②歌志内市の特性を生かしたスポーツを活性化していく上で、スキーを青少年に奨励しとありますが、スキー授業以外でも青少年がスキー場へ足を運ぶ機会をふやすために、どのような取り組みを行っていくのかお伺いいたします。

③老朽化した市営プールや市民体育館の今後のあり方について、今年度はどのように進めていくお考えかお聞かせください。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 1の地域福祉計画について、①から順次お答えしたいと思います。

まず、①番目の基本目標1、目配り、気配りのまちづくりについてでございます。

少子高齢化により、当市でも近所づき合いや地域活動への参加は、炭鉱が全盛期であったころと比べると、地域の連帯感を希薄化しています。そのため近所づき合いを活発化させるためには、町内会活動が大切であり、また、市民や事業者、行政等との地域ネットワークを構築して、地域みんなでお互いを見守りながら子供から高齢者まで安心して暮らせる仕組みづくりが必要となってきます。

また、孤独死を発生させる社会背景には、ひとり暮らし高齢者の増加、近隣関係の希薄化、核家族化などが上げられております。現代において孤独死は高齢者のみの問題ではなくなってきております。

これらを解決するためには、日ごろから挨拶をするなど地域とのつながりを持つことが重要です。そのため孤独死をできるだけ発生させない、また、発生してもできるだけ早く発見できるような地域の絆づくりを目指しております。

その取り組みとしましては、昨年の地区別市政懇談会でも情報交換させていただきましたが、町内会館を積極的に活用しながら、サロン活動を推進し、高齢者が引きこもりにならないよう出かけるきっかけづくりや仲間づくりを推進しております。現在少しずつではありますが、各地域でサロンの動きが活発になってきているところであります。

②番目の基本目標の2、お互いさまと言えるまちづくりについてでございます。

私たち市民みんなが自分の役割を果たしていくとともに、地域の情報を共有し合うことの大切さを認識することとあわせて、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、自分にも何かできることがないかという意識を持ち、地域における支え合いの活動に参加できる仕組みづくりが求められます。

地域福祉では、日ごろから市民一人一人が地域福祉のネットワークの一員であることの理解を深めることが重要です。

家庭や学校、地域での地域福祉に関する教育を推進し、全ての市民が支える側にも支えられる側にもなるという意識へ方向転換することが必要となってくることから、できるだけ多くの市民の皆様に、地域福祉の普及・啓発を進めることとしております。

昨年度は、11月に地域住民が担う集落の支え合いの可能性をテーマに、福祉のまちづくり講演会を開催し、約100人の市民の皆さんに集まっていただきました。本年度はまた講演会等は決まっておりますが、小学校と中学校においてボランティアに関する講演を実施することとしております。

③の基本目標3、安心・安全のまちづくりです。

地域で市民みんなが安心して暮らすためには、日常生活において不安に感じている環境を取

り除く必要があります。特に高齢者や児童、障がい者が当市に安心して長く住み続けられるよう、まち全体が建物だけではなく市民の心もバリアフリーにし、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備をする必要があります。

安心な住宅環境と冬を楽しむ生活環境の整備についての取り組みにつきましては生活基盤として、高齢者や障がい者に配慮した住宅仕様など、誰でも安心して住み続けられることができる住まいづくりを推進するとともに、市民の皆さんが健康促進を図れるよう、家に閉じこもりがちな冬期間の健康増進のため、サイクリングロードの除雪を行い、ウォーキングなどで冬を楽しむ生活環境の整備を進めることをねらいとしております。

次に、基本目標の③のロでございます。

地域福祉計画には、緊急時に備えて地域包括支援センターや民生委員、児童委員、町内会、自治会などとの連携のもと、高齢者や障がい者などの要援護者を支援する体制の構築を目指すこととしております。

現在、市では、災害弱者支援情報ネットワークを構築するため、消防が中心となり保健福祉課、建設課が連携し、各種情報を総合的に調整し供用する情報ネットワークづくりに取り組んでおります。

次に、④の基本目標の6のイでございます。

当市では、各種保健福祉計画に基づき、さまざまなサービスが行われております。しかし、市民が必ずしも必要とするサービスに至っているわけではありません。このため地域で福祉ニーズを把握し、安心して適切なサービスを利用できる仕組みづくりの推進を目的としております。

また、市民の方々が近所づき合いを深め、仲間として支え合いながら、いつまでも地域で自立した生活ができるよう、保健、医療、福祉に対する相談体制を充実させるとともに、関係機関が連携し、それぞれの問題や状況に応じたさまざまな福祉サービスを利用できる体制を目指すものです。

その一つとして、地域福祉計画進捗管理委員会を開催し、地域での課題や施策を検討していきながら、各地域のニーズの把握する体制の整備を目指しております。

次に、④のロでございます。要援護者の体制の充実につきましては、福祉サービスや心配事相談など、各種窓口の周知を図りながら相談しやすい環境づくりを進めるものです。そのため保健福祉課を初め、事業所や関係機関に寄せられた相談を速やかに把握できるよう連携を図りながら取り組んでいくこととしております。

次に、⑤基本目標7、市民の不安をなくすのイでございます。

雪に負けない環境づくりにつきましては、行政と地域が一体となって、高齢者の除雪対策を推進することとしておりますが、昨年度福祉サービスとして実施している老人家庭除雪事業、いわゆる除雪ヘルパーの充実を図るため、利用者負担の見直しを行い、低所得者が利用しやすい制度にしたところであります。

今年度につきましても、この事業を継続して実施するとともに、より効率的、効果的な実施体制の研究を行い、また、行政や町内会などと一体となって高齢者の除雪対策を推進していくこととしております。

次に、⑤のロでございます。

高齢者に対する交通手段への支援としましては、要介護3から5の認定を受けている方に、年間1万円のタクシー券を交付する外出支援サービス事業を実施しております。通院や買い物に際して不便を感じるという声は、地域福祉計画策定の話し合いなどのさまざまな場面で課題

としてとらえ、計画の中に買い物、通院に困らないまちづくりを施策に掲げております。

これまでの議論の中では、デマンドバスや買い物コンシェルジュ、車両貸出など、先進地の事例も承知しておりますが、これらの地域は既に路線バスが廃止された後の交通手段としてや、市内の商店街と協力しながら取り組むといったケースが多く見られました。

当市の場合は市内に路線バスが運行していたり、また、通院や買い物の行く先が市外であったりという問題もあり、なかなか難しいというのが現状です、

今後は、外出支援サービス事業の拡大や新たな支援の方策を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 件名2、社会教育の推進についての本年度の教育行政執行方針の中から、社会教育の推進事業につきましての御質問に御答弁申し上げます。

①の世代に応じたスポーツ活動の充実に努めるための取り組み内容についてでございます。

スポーツ活動における健康づくりは、各世代において重要なことであります。当市におきましては、青少年期は水泳教室やスキー教室、健康マラソン大会など、成人、高齢者の世代ではフィットネス教室や市民歩こう会などを、これまで継続して開催しております。また、新たにプロスポーツ社会体験事業や、フロアーカーリング交流事業などについても、子ども会育成者連携協議会やチロル学園と連携し行っており、今後もスポーツに親しむ意識の啓発と参加促進に努めてまいります。

②の歌志内市の特性を生かしたスポーツを活性化していく上でのスキーをの部分での青少年の奨励の関係でございます。

第1に、幼少期におけるスキーの楽しさや滑り方を身につけ、スキーが身近なスポーツとして親しまれることが大切であります。現在、スキー連盟との連携・協力により、幼稚園児のスキー授業及びスキー教室へのサポートをいただいております。

また、昨年度からは、子ども会育成者連絡協議会の事業として、ウインターキャンプの中にスキープログラムを組み入れ、活発となる青少年期への足がかりとして新たに取り組んだところでもあります。

今後も、幼少期の参加奨励を促し、基礎スキーや競技スキーに興味を持っていただけるよう事業内容の充実に努めてまいります。

③の市営プールや市民体育館の今後のあり方についてでございます。

今年度におきましては、体育館では電灯の取りかえ、プールではプールサイドのマット設置、脱衣室のすのこをプール用ホットすのこに取りかえるなど、快適性の向上に努めてまいります。

なお、市民体育館、市営プールとも年数が経過していることから、老朽化が進んでおりますが、当面は施設の延命を図りながら、利用状況の実態把握と定住自立権構想などの動向に注視してまいります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ありがとうございます。

それでは、順番に何点か再質問させていただきます。

まず、私自身もそうなのですが、やはり福祉という言葉が入ると、どうしても高齢者ですとか障がい者というようなイメージが浮かんでくるような気がするのですけれども、しかし、地

域福祉は制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人とのつながりを大切にし、お互いを助けたり助けられたりする関係や、その仕組みをつくっていくことだとも言われています。

そこで、1番の目配り、気配りのところで、サロン活動ですね。どこの町内でも今活発に行って交流の場が広がってきて、とてもよいことだなと思います。ただ、引きこもりの心配は高齢者には限らないのではないかなと、若い人でも近くに知っている人がいないですか、あと町内会の行事に本当は出てみたいのだけれども、一人でぼつんと行くのはちょっと勇気が要るのかなということで、結局町内とのかかわりを余り持てずにいるという方も若干いらっしゃるというような気がします。

そこで、町内会や自治会などと連携をとって若い世代、若年層というのですか、そういった方が集まれるようなそういったサロンをつくっていくような取り組みも必要ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） どうしてもおっしゃるとおり、当市の場合は高齢化率が高いので、高齢者に目が行ってしまうというのはそのとおりだと思います。ただ、サロン活動はおっしゃるとおり、やはり子供から、若い世代から、いろいろな交流の場としてやっていくのが一番理想な形であると考えております。

ただ、若い世代の方が集う時間というのも、やはり夜であったり、いろいろなパターンがあると思います。ただ、サロンの形もそれだけ各地で行われているのを見ますと、やはりいろいろなパターンがありますので、何とかそういう部分では当市のほうでもそういうサロン活動が芽生えてきていただければ、非常にありがたいかなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひ、若い方たちにも日程の設定だとか、いろいろ問題はあると思うのです。でも実際にやってみないと気づかない課題というのも沢山あるのではないかなというふうに思います。

例えば、各町内ですとか、自治会なんかは割と若い世帯がたくさんいらっしゃる自治会や町内会とかもあると思うので、どこかにモデル地区という形で。まずは取り組んでいただいて、取り組みの中で次から次からいろいろな問題が出てくると思うので、それに対応してきながら、次に続けていくような活動の取り組みというのも必要ではないかなと思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 取り組みとしては、やはりそういうことも必要かなと思います。ただ、このサロン活動も行政が中心となって開催していくというものでもございませんので、やはりその辺の働きかけをちょっとした何かPRもしながら、そういう動きが出るような形の取り組みというのも必要かなと思いますので、その辺についてはどういう形で町内会ですとか、その地域におろしていくのがよいのかというのも、ちょっと考えながら対応していくのも必要かなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。子育て世代の方とかはいろいろな親同士の交流の中で、いろいろな情報の交換もできますし、子供たちも親同士が仲良く交流していると自然に子供同士も仲良くなるので、いじめの防止対策こういったことにもつながってくるのかなというふうにも思います。

また、子育て同士の情報交換ということで、例えば小学校から中学校にあがるときに制服が必要になります。歌志内の中学校は通常はジャージ登校なので、卒業しても意外ときれいな状態で皆さん制服を保管しているのかなという思いがあります。私もそうでしたが、知人に、もう使わなくなった制服を譲っていただきました。ほかの人に聞いても、知人とか友人がいらっしゃる方は制服を譲ってもらったという話も聞きます。やはり知人とか友人が多い方は、そういったネットワークでいろいろな情報とかも入るのでしょうけれども、どうしても余人との交流がない人というのは、結局新しいものを買ってくると。

制服だけに限らず、自転車ですとかスキーの用具なんかも、子供が大きくなるとだんだん使わなくなって、たくさん物置とかにしまわれている方もいると思うので、リユース可能なものは有効に使用するとごみの減量化にもつながってくると思いますから、ぜひ、こういった情報の交換、若い人たち同士の交換会というのもどこかでやっていただきたいなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） サロンの中で、そういうお話し合いが若い方が集まってできていけば、それも一つの有効な情報交換になるというふうには思います。ただ、サロン活動の中でそういうサロンが、どういう団体でどういうきっかけでできていくかというのが、やはり情報交換の中で団体が集まっていくとか、そういうものができていけば、非常に有効かなというふうには思います。

先ほども申し上げましたけれども、高齢者だけでなくそういう世代の方が集まれるような、そういうようなサロンができてきてもらえればなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひ、各町内会や自治会の方とか、あとは社会福祉協議会、いろいろな団体の方と連携をとって、ぜひこういった活動の場もつくっていただけるようにしていただきたいと思います。

あと続きまして2のお互いさまと言えるまちづくりのところの福祉の学習会、こちらのほうに私もこの講演会へ行かせていただいて、なるほどなと思ったこともありました。ただ講演会に参加して、とてもいい話を聞いても、ただ聞くだけではもったいないのかなという気もしましたので、昨年講演会の後に講演内容について、歌志内でもこんなことならできるのではないかなとか、こういうことは参考になったので少し調べてみようかななどの動きとかというのはなかったのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 残念ながら、そういうような直後に例えば会議をやったりとか、そういう部分ではなかったので、講演会に対する評判というか批評というか、そういう面では今おっしゃったように、いい話というだけで終わっているところでございます。

ただ、今後においては、そういうものを講演会の後に、内容をPRできるような形というのも考えていかなければならないかなというふうには思っております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ことはまだ講演会などの日程は決まっていないということなので、ぜひまたこういう機会があれば、その後全員でなくて何人かでも、きょうの話はどうだったみたいな、そんなようなことを話し合われて講演会が、またどンドン次に続いていくようにしていただきたいなというふうに思います。せっかくすばらしい話を聞いても次につながっていかなければ、本当にもったいないという気がします。

あと福祉教育というところで、児童生徒が地域福祉活動を通じて、自分たちの地域を改めて見つめ直し、愛着を持ってまちの未来への夢や希望を共有できるよう福祉教育を推進というふうにありますけれども、今まで実際に取り組まれたこととかがあれば教えてください。また、今年度何かお考えがあれば、教えてください。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今、現在、福祉教育という部分では、社会福祉協議会のボランティアセンターが中心になって、毎年清掃ですとか、そういうボランティア活動を行っているというのが中心ではないかなというふうには考えております。

今年度につきましては、小学校と中学校で、ボランティアの話をする講演というのを企画しておりますので、7月と11月に小学校では7月、中学校では11月にそれぞれボランティアということでお話をする機会をいただきまして、子供たちにそういう福祉に関するお話を聞く場を設けさせていただくこととしております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

あと社会福祉協議会の活動の中で朗読ボランティア、これ何か前に会報かなんかで人がいないので募っている場面があったのですが、中学生とかならこういうこともできるのではないかなというふうに思うのですけれども、学生とかは無理なんでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 学生でも無理ではないと思います。ただ朗読する時間帯とか、その辺の調整が必要かなと思いますので、その辺可能かどうかは社会福祉協議会のほうにも話をしてみますので、その辺については、もし中学生がそういうことでかかわってくるといふことであれば、輪が広がっていくということになるかなというふうには思います。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひ中学生とか高校生の中でも、ボランティアということに対しては興味を持っている子供たちがいると思うので、そういった子供たちが参加できる場があれば、どんどんどんどん情報を広げていってあげて参加させて、活動していただきたいなというふうに思います。

続きまして、③のイ、安心のまちづくり、住宅関係なんですけれども、昨日の市長の答弁の中で、シルバーハウジングのことについては、今建設に向けて進めていますというお話があったのですが、どのぐらいの規模でお考えなのでしょう。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） シルバーハウジングにつきましては、今年度に住生活基本計画というものを立てるわけですが、間もなくその委託業務を発注する段取りになっております。その中で、市民ニーズとかそういったアンケート調査も含めながら、また、ワークショップも含めながら、職員あるいは市民の代表の方、そういった検討会議の中でいろいろ練っていききたいなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） では、具体的に何棟というようなことは、まだ全くないということ、真っ白なのですね。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） はい、そのとおりでございまして、今、東光と神楽岡2棟ございしますが、あとどの辺にどれだけ必要だというのは、今後のそういう計画の中で詰めていきたい

というふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

希望する方が全員シルバーハウジングに入れるようにしていただきたいというふうには思います。また、シルバーハウジングには援助員さんが住まわれるので、援助員が住むということは雇用にもつながってくると思いますので、とても喜ばしいことかなというふうに思います。

あと誰もが安心して住み続けることができる住まいづくりということで、現在の公営住宅と改良住宅はかなり老朽化しているのですが、雨漏りしましたとか、床が落ちそうだとかという修繕の問い合わせというのは、どのぐらいあるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 苦情の全体の中で何パーセントという数字は今持ち合わせておりませんが、昨年、ことしは非常に多いです。それは昭和52年、53年あたりの住宅から昭和56年ぐらいまでの間の住宅、これについてはやはり30年たっておりますので、床が落ちるとか、あと屋根がやはり横風、昨日の風で三・四件ぐらい苦情ありましたけれども、垂直に降る雨でなくて風が伴う場合、やはりその連結の部分が弱くなっている部分がございます、そういうところからの雨漏りがございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） そういった屋根を直すのというのはすごく難しいと思うのです。それで私の住んでいるところも雨漏りしまして、冬の間大変な目に遭って、また、先月ぐらいにお向かいの方が雨漏りしているからって、お宅は大丈夫と行って来てくれたのですけれども、もう雨が降ると雨漏りするのではないかと思って、心配で心配でいられないというような話も聞きます。応急措置みたいなことで直してはいただくのですけれども、結局多分屋根とかどこか大きいところに原因があるので、また雨漏りするのですよね。どのぐらいになったら、大本の原因を直すのはどのぐらいの被害があったらというのはあるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 屋根の鉄板の厚さは0.35ミリから0.4ミリで非常に薄い構造になっております。通常そのまま塗装を7年から10年、あるいは15年ぐらいまでは大丈夫だということを言われておりますが、その中で一度塗ればいいのですが、どうしても雪が落ちない場合、鉄製のスコップで落とす場合がございます。そのときに傷めるケースが非常に多くて、10円玉を真上から見たような切り傷みたいな、そういう部分の傷が非常に多くて、そこから雨漏りするのがいちばん多いかなと思います。

したがいまして、そこにはコーキングとか、そういうことを施すのですが、それ以外には、薄くなった部分は極力吹きかえというのをやっていきたいなというふうに考えておりますし、ことしも中村地区で、もうどうしようもなく2棟の住宅の屋根を吹きかえるということになっております。

今後その辺の状況を見ながら、今、文珠本通りで無落雪をやっておりますので、こういった部分も今後ふやしていこうかなという考えではあります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

また別の団地に住んでいる方なのですが、雨漏りして直してもらっているのだけれども、やはり原因を直さないと、また雨漏りするよっというふうに言われて、たまたま広報に高台の新

しい住宅が出てたので、住みかえたいなと思って問い合わせか役所に行ったのか聞き忘れましたが、住みかえできないと言われてすごい落ち込んでいたのですけれども、これ住みかえというのは何か条件が発生するのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 住みかえの場合は家族の構成人数がふえたとか、子供が生まれたとか、また高齢で2階にも住めないとか、そういった何点かの条件がございますので、単純に同じ条件で違うところに住むというのは、なかなか困難ということになっておりますので、もし住みかえ希望であれば、一度窓口に来ていただいて、その理由を述べていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。伝えておきます。このまま住みかえできなくて屋根も直らないのだったら、よく皆さんが言うのですけれども、新しい団地がよそのまちにできたら引っ越すかもしれないとか、そういったことも言っていたので、何とかならないのかなというふうに思いましたので、もしそういう方、多分ここに住んでいたけれども、もう子供が高校に行くのだったらバス停の近くに行きたいとか、いろいろな生活環境というか子供が大きくなるにつれて変わってくると思うので、そういった住みかえたいなと思っている方もいると思うので、その辺は何かもっと優しい対応ができるようにしていただきたいと思います。

次、口のところなのですが、災害時に要援護者名簿というものは整っているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 先ほど保健福祉課長の答弁を聞き漏らしたのですが、災害弱者ネットワークについては既に構築済みでございます。

その経緯につきましては、平成18年12月に中村中央団地の市営住宅が燃えて、それを契機に情報を共有したらできるのではないかとということでネットワークを構築しております。その中で、現在73名の方が災害弱者として登録し、災害時の優先順位を定めているというところでございます。

今後は、ネットワークの情報を福祉計画に、これを生かしてつくってくれるというふうには思っております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

では、このネットワークを構築されて、いろいろな名簿とかもつくられると思うのですが、それを持っている方というのは市役所、消防、あとは地域の民生委員さんとか、そういった方たちになるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 持っているのは消防、保健福祉課、建設課でございます。これはまだ内部情報でございますので、市民の地域の方が持つということにはまだなっておりません。これは市の防災計画にも、これから盛り込むことになると思います。その後に地域の皆さんにこういう方を登録していると、そして災害時に情報を収集したり避難の誘導の手助けもしてもらおうと、そういうことになるのだと思っております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

続きまして④の基本目標6、相談しやすい環境づくりという点で聞きたかったのですが、や

はり相談に行く人というのは市役所のほうに行く方が結構多いのかなと、あと直接尋ねるとしたら。市役所は限られたスペースでお仕事されているので、相談も意外とオープンな場所ではないといけないような状況もあって、話をしているちょっと恥ずかしいなと思うようなこともあるのですが、相談室というのは今何カ所ぐらいあるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 保健福祉課には1室整えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。人に聞かれない、そういった方は担当の方が多分判断されて個室に招くとかというふうにはしていただいているとは思いますが、やはり私たちとか別に恥ずかしくはないような人でも若干恥ずかしいようなこともあるので、何か場所がないのでどうしようもないとは思いますが、何か考えていただきたいというふうには思います。

あと同じく④の目標のイのほうなんですけど、これ福祉計画の中で、地域福祉計画策定委員会の活動というものがあつたのですが、これは毎年毎年何回ぐらいか開かれているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 昨年は3回開催しております。その中で、例えばサロン事業ですとか、例えば最終にそのやった年の内容の評価ですとか、そのようなものを含めて開催しております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

あと市民会議の設立については、どのような状況になっていますか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 計画の中では、そういうような市民会議を設立を検討していることになっておりますが、現段階ではその市民会議というところまでは至っておりません。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

続きまして、⑤の市民の不便さをなくすというところで、雪に負けない環境づくりということなのですが、高齢の方にいろいろお話を聞きますと、ほとんどの方が冬の除雪が大問題なのだということをおっしゃいます。

数年前まで元気に除雪機を使って雪をなげていたのだけれども、年を取ると除雪機を使うこと自体が無理になってくるというようなことも聞きます。

それで、先ほどヘルパーさんの数だとか、状況とかいろいろ聞いたのですが、ヘルパーさんは毎年このぐらいの数で作業をされているのかということと、人数的には足りているのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 大体このような数字でヘルパーの数は推移しております。ただ、利用者も今のところ、申し込みも大体同じような数で推移しておりますので、現在のところは均衡が図られているというような状況でございます。ただ、地域によっては出向いていかなければならないとか、いろいろな問題もありますけれども、現状は今の段階ではバランスがとれているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

あと口の部分の買い物・通院に困らない地域づくりに向けてということで、これ移動手段については定例会ごとに各議員のほうからもいろいろ質問が出ていて、やはり公共交通手段があるので難しいというお答えをいただいているのですが、でもこのままにしておくと、とても大変な問題なのかなと。

例えば乗り合いタクシーについては、何人かで乗って同じ目的の例えば砂川に行く、砂川に行くまでに何カ所か降車できる場所をつくるとか、そういった何か工夫をしながら一度やってみないと、そぐうかそぐわないかというのもわからないのかなと思うのですが、そのことについてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 非常に難しい問題でありますので、乗り合いタクシーが受け手側の会社のほうもありますし、それが実際的にできるのかどうかも含めて、今後も御答弁申し上げましたけれども、いろいろ研究しながら対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 早急にはいろいろ動き出すには難しいということなので、先ほど伺いました外出支援サービス事業の拡大や、新たな支援の方策を研究していきたいということなのですが、何か具体的にお考えになっているようなことはあるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まだ具体的にはどうするというのは話し合っておりませんが、現状、要介護3、要介護5という方々を対象にしながら行っております。

ただ、それを例えば要介護1からにしたらいいかとか、またあと年齢の部分でそういう、例えばもうちょっと年齢を上げて行き渡るようにしたらいいかとか、その辺について今後について研究してまいりたいなというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

やはり高齢者の立場に立って、行きたいところに行けない、タクシーに乗りたいたけれどもタクシー代は結構高いということもいろいろ聞こえてきますので、みんながみんなよくなるということとはとても無理だと思うのですが、大体の方が多少満足できるような、そういった取り組みをどんどんどんどんしていただきたいと思います。

あとは、これからのまちづくりというのは、子供から高齢者まで住民の誰もが住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを維持させていくことが求められているのではないかと思います。そのためにさまざまな生活課題について、住民一人ひとりの努力、住民同士の相互扶助、公的な制度の連携で問題を解決していこうとする取り組みが必要だと思うのですが、市役所としてはどのようなことに重点を置いて、この問題について推進していくのかお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 地域福祉計画の部分でも、地域福祉計画をつくる段階からいろいろと策定委員の皆さんとか、そういう中で福祉について話し合う、また、勉強し合う機会というのを設けております。

今後においても、その福祉について市民の皆様の間で話題にさせていただきながら、それぞれが考えていくという機会をできるだけ設けて、福祉について考えていただくというのが重要に

なってくるかなと思います。

加えて、やはり行政だけでは限界があるというのもありますので、地域の皆様と一緒にあって、それらについて考えていく体制というのをつくっていければなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

ぜひ小さくても住んでいてよかったと、市民が声をそろえて言えるようなまちづくりを目指していただきたいと思います。

それでは、件名2の社会教育の推進の②のスキーを青少年に奨励しということなのですが、今いろいろなイベントだとか、スキー連盟さんと連携してというふうな取り組みを行って、スキーを子供たちに奨励していきたいということだったのですけれども、やっぱり市民にとって気軽に行ける距離には神威岳スキー場があるのですが、料金が高いのでなかなか行けないというような話も聞こえてきます。

家族4人で一日券を買ったら1万円を超えるか超えないかぐらいの金額になるので、そうすると余りスキーには行きたいけれども行けないというような方もいらっしゃると思います。

そこで、シーズン券を市民割引きのようなものの特典ということがあると、購入する家庭もふえてスキー場へ足を運ぶ方もふえるのかなと思うのですが、そのようなサービスを提供することが可能かどうか、お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 議員の御質問は、子供方に教育的な部分、教育委員会としてシーズン券を何らかの形でということですか。指定管理者で運営を行ってますので、ちょっとシーズン券となりますと、御質問の意図がどちらでとっていいのか、教育委員会としましては、小中学校のスキー授業、これらに関しては無料の形をとっていただいておりますが、ちょっとシーズン券をどのように、教育委員会サイドで負担をするといいますか、観点から行うのか、それとも運営事業者のほうでそれを取り入れていただきたいのかという、こちらのほうではどちらの御質問になるかによってお答えが、申しわけございません。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 申しわけございません。

神威岳スキー場は6月に超早割ですとか、早割といったシーズン券の格安販売を行っているようなので、それとはまた別として、歌志内に住んでいるメリットと言ったら変ですけども、せっかく歌志内に住んでいるのであれば、スキー場のシーズン券を買ったら幾らかキャッシュバックと言ったら変な言い方ですけども、そういった特典があればシーズン券を買う人がいるのかなというふうに思って、歌志内市としてはどうなのかなと思って聞きたいと思いました。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） スキー場の管理者としてのということですが、今、議員おっしゃられますように、スキー場ではシーズン券として、シーズン券の早割というふうな形

で、ことしも6月1日から10月31日までの間早割の期間、早割ということで一定の割引きを行っているところでございます。それ以外の部分で、今、市民の特典ということに関しましては、現状それはないというふうに考えております。

ただ、若干特典ということにはならないのかもしれませんが、その期間が若干10月31日までという部分が、その後若干ずれても、市民に関しては融通性は持っているような、そういう話は聞いたことがございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。早割とか超早割は、私も調べたのですけれども、何かキャンセルがあっても払い戻しができないとか、そういった何か条件がついていたので、早く6月いっぱいにも買って、冬に滑れなくなったりしたらというのがあったので、その辺についてはわかりました。

最後の③のプールと体育館のことだったのですが、プールについては昨日、川野議員の質問に対しての答弁を聞きましたので、今年度の考えは理解することができました。

あと体育館ですね、照明を取りかえてということで、ことしも当面そのまま利用することなのですけれども、照明のほかにここも取りかえなければいけないとか、ここは直したほうが良いというところは、今のところはないのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 杉山主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 現在私どもが聞いておりますのは、体育館におきましてもトイレが全て和式であるので、洋式トイレを設けられないかという声は聞いています。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。昨日、下山議員の質問の中で子供たちの居場所をつくっていかなければならないというふうなお話もありました。

そこで、やはり体育館があれば放課後子供たちが体育館に行って走り回ると、そういうことができる場所が意外ときれいなところで子供たちも利用しやすいのであれば、道の駅に集まって騒いで大人に怒られたりとか、そういったことも少しなくなるのかなというふうに思うので、やはり体育館、市営プールは、今後のあり方について段階的にというお話もあったので、体育館にしてもやはり結構段差とか、入り口とかも階段がぐちゃぐちゃとなっていたりするので、そういったところからも直して行って、子供たちの居場所の1カ所というふうなとらえ方ができるような場所になればいいなというふうに思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 杉山主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 体育館やプールにつきまして、現在教育委員会で検討をしていますことは、まずは、現在の施設はいろいろな人からや、私どもも老朽化してもう利用の限界が近いというふうには思っておりますが、まだほかに先に決めていただかなければならないまちづくりですとか、定住自立圏の協議とかがございますので、現在は優先して検討しておりますことは、現在の施設を延命させるためにどういう手だてが必要なのか、そしてその費用ということを、まずは検討しております。

そして、次に人口の推移や子供の数から、今後プールや体育館にどのぐらいの需要があるかということ、それから新たな施設を設けられる場合、設けられない場合とか、そのようなシュミレーション的なことを現在教育委員会の中では学習しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。ぜひ子供たちの遊ぶところがない、児童公園とかも

狭いし、野球とかをやっているもほかの小さい子に当たったりして危ないので、子供たちが伸び伸びと遊べる場所を一つでも多くふやしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

10分間休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

意見書案第4号から意見書案第8号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第4 意見書案第4号から日程第8 意見書案第8号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第4号総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書（案）、意見書案第5号地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）、意見書案第6号中小企業の事業環境の改善を求める意見書（案）、意見書案第7号鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書（案）、意見書案第8号二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書（案）、以上5件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書（案）

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加の中で、中小事業者における離職率の高さや、若年層を恒常的・大量に雇用し、低水準・過酷な労働条件で労働を強いる「使い捨て」問題や、180万人と言われるフリーターや60万人のニートの問題など、雇用現場における厳しい状況が続いています。

若者が働きながら安心して家庭を持つことができるようにすることは、少子化に歯止めをかけるためにも極めて重要であり、政府においては、わかものハローワークや新卒応援ハローワークなどにおける支援や、「若者応援企業宣言」事業、労働条件相談ポータルサイトの設置、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに取り組まれているところですが、それぞれの事業の取り組みが異なっており、関係機関において必ずしも有機的な連携が取られている状況ではありません。

安倍政権における経済対策により、経済の好循環が始まる中、新規学卒者の内定状況も好転し、賃金上昇に取り組む企業が出てきている今、改めて、若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築するため、政府において下記の対策を講じるよう要望します。

記

- 1 若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策新法を制定し、若者本人を支える家庭、学校、地域、国・地方の行政の責務を明確にし、緊密に連携して支援を行える枠組みを整備すること。
- 2 「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。
- 3 大学生等の採用活動後ろ倒しに伴い、新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化すること。
- 4 若者が主体的に職業選択・キャリア形成ができるよう、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。
- 5 ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう地域若者サポートステーションの機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書(案)

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(地域医療介護総合確保法案)の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところです。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところです。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。
また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。

- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に添い、適切な配分に留意すること。
- 5 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

中小企業の事業環境の改善を求める意見書(案)

今年の春闘の大手企業からの回答では、13年ぶりに全体の賃上げ率が2%台となりましたが、景気全体を支え、地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然厳しいといえます。さらに、消費税8%引き上げに伴う駆け込み需要の反動減も今後予想され、対応策を講じなければなりません。

国際通貨基金(IMF)は3月、日本経済の成長に賃金上昇が不可欠だとする研究報告書を発表し、中小企業や非正規労働者などの賃上げを「アベノミクス」の課題として挙げています。実質的には、企業の収益力次第で賃上げの可否が左右されてしまうため、政府が掲げる「経済の好循環」を実効的なものにするためには、中小企業の収益力向上に繋がる事業環境の改善が求められます。

また、中小企業のうち87%を占める小規模事業者が全国で334万社あり、有能な技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでいます。事業の拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在力が発揮できるよう充実した成長・振興策も重要です。

本年は、経済成長を持続的なものにするため、成長の原動力である中小企業が消費税増税や原材料・燃料高などの厳しい環境を乗り越えるよう、切れ目ない経済対策が必要です。政府におかれては、地方の中小企業が好景気を実感するため、以下の対策を講じるよう強く求めます。

記

- 一 中小企業の“健全な”賃上げ、収益性・生産性の向上に結び付くよう、経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。
- 一 「小規模企業振興基本法案」を軸に国・地方公共団体・事業者の各責務の下で、円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。
- 一 中小企業・小規模事業者においても重要な非正規労働者の正規雇用化を促すよう、キャリアアップ助成金などの正規雇用化策を更に周知するなど、従業員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、金融担当大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書(案)

シカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少しています。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は今国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行います。(※今国会で成立予定)

法改正によって今後鳥獣の捕獲体制が強化されることとなりますが、施行に当たっては、下記事項について十分に留意して実施されるよう強く要望します。

記

- 1 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。
- 2 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うこと。
- 3 捕獲された鳥獣を可能な限り肉食等として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。
- 4 本法では適用除外とされている海獣についても、適切な保護及び管理が図られていないような場合には、速やかに生息情報の収集を図り、除外対象種の見直しなどを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、環境大臣、農林水産大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書(案)

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されています。

国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要があることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

- 1 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。

- 2 共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。
- 4 海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、国土交通大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第4号総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第4号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第5号地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 地域包括ケアシステム構築のための意見書案に対する反対討論を行いたいと思います。

今、政府が実現させようとしている地域包括ケアは、高齢者、国民の住みなれた地域で最後まで願いを逆手に取り、自助、互助の考えを基本に、医療や介護給付をできるだけ削り込むことが可能な脱施設、在宅偏重型のシステムとして設定しております。

この地域包括ケアは、社会保障と税の一体改革が打ち出した2025年の医療、介護の将来像の柱として位置づけられ、国にとって安上がりで効率的な医療、介護提供体制に再編していく構想であり、その受け皿として位置づけられております。

また、今意見書案の根本には、介護・医療総合推進法案があり、その整備につながるものと

なり、地域・医療・介護保険サービスは根本からつき崩れるおそれがあるため反対したいと思います。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 意見書案第5号地域包括ケアシステム構築のための実情に応じた支援を求める意見書案に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

この意見書は、既に本年4月から施行され実態となっております消費税の財源を活用いたしまして、社会保障、医療、介護、福祉への国家戦略の対策として診療報酬改定の適正化、広域行政上の適切な情報提供等々求める意見書であり、消費税増税分を適切な活用を訴えている意見書と考えますので、賛成をいたします。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、意見書案第5号について起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第6号中小企業の事業環境の改善を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第7号鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第7号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第8号二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第8号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第9号から意見書案第11号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第9 意見書案第9号から日程第11 意見書案第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第9号過労死等の防止に関する総合的な対策を求める意見書（案）、意見書案第10号労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書（案）、意見書案第11号集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものであります。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

過労死等の防止に関する総合的な対策を求める意見書（案）

「過労死」が社会問題となり、「K a r o s h i」が国際用語となってから四半世紀がたとうとしています。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいものの、過労死は、「過労自死」も含めて広がる一方で、減少する気配はありません。

まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自死で命を落としていくことは、我が国にとって大きな損失と言わなければなりません。

我が国では、労働時間などの規制のため、労働基準法、労働安全衛生法が定められており、まずは、同法の適切な運用により事態の解決を図ることが先決であると考えますが、過重な長時間労働を強いられることが現実であり、また、本格的な少子高齢化社会の到来を踏まえると、女性の社会進出に伴う就労環境を整備するためにも、長時間労働が許容される社会的な風潮を是正する必要もあります。

しかしながら、昨今の雇用情勢の中、労働者は、労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではなく、また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め総合的な対策を積極的におこなっていく必要があります。

よって、国においては、過労死の実態把握に努めるとともに、過労死の防止に向けた総合的な対策を行うことを目的とした法律を一日も早く制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書(案)

現行労働者派遣法は、企業が同じ業務で派遣を使えるのは原則1年間、最長でも3年間に制限されていますが、政府が閣議決定した労働者派遣法改定案は、派遣労働者を受け入れる期間の上限を事実上とりはらい、3年ごとに人が交代すれば同じ業務をずっと派遣労働者に任せられるようにしています。

総務省の就業構造基本調査(2012年度)によれば、北海道の非正規雇用は約95万6,800人で、10年前と比べて15万5,000人も増加。この5年で4.6%増と異常な伸びとなっています。

派遣法改正案は、こうした増え続ける派遣労働者の正社員になる道を閉ざし、不安定雇用のまま「生涯ハケン」を押し付けることとなります。

政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議では、労働基準法で「1日8時間、週40時間」と定められている労働時間の上限を、実質的に取り払うことが提案されました。

国が労働時間の上限の基準を示すだけで、労使が合意すれば一般の社員でも労働時間規制の対象外にできるというものです。どんなに長く働いても残業代はゼロとなり、同会議に出席した厚生労働大臣からも「労使関係では企業の立場が強い」と異論が出されたように、長時間労働、「過労死」の蔓延にもつながり労働者の生活を根底から脅かすこととなります。

政府においては、道内の不安定雇用をますます広がり北海道経済を深刻化させかねない、労働者派遣法の改定、労働基準法の労働時間上限撤廃をおこなわないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書(案)

安倍晋三首相は、私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受けて、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更に夏に閣議決定し、秋の臨時国会で関連法案を成立させようとしている。

政府は、従来から憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力行使については、①わが国に対する急迫不正の侵害があること、②この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、という3要件に該当する場合には限られると解している。

集团的自衛権については、「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集团的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されない」としてきた。これが確立した政府解釈である。

集团的自衛権の憲法解釈の変更は、海外で戦争できる国づくりをすすめることであり、恒久平和主義の憲法原理と立憲主義に反し、とうてい許されない。「戦争する国づくり」への不安は急速に広がり、「集团的自衛権の行使容認」に関する世論調査（反対51%・賛成28%「日経」、反対55%・賛成29%「朝日」）が示すように、圧倒的に「反対」が過半数を超えている。

歴代の元自民党幹事長や内閣法制局長官らもそろって反対の論陣を張っているように、戦争をする国づくりと国民との矛盾は、日増しに広がっている。

よって、歌志内市議会は、集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第9号過労死等の防止に関する総合的な対策を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第9号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第10号労働者派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第10号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書（案）について質

疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第11号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書（案）に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第12号から意見書案第15号

まで

○議長（山崎数彦君） 日程第12 意見書案第12号から日程第15 意見書案第15号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） —登壇—

意見書案第12号特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）、意見書案第13号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善・就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）、意見書案第14号平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）、意見書案第15号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、以上4件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明につきましては読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

国民の大半は、特定秘密保護法が国民主権と深く関わることから、慎重審議や反対を求めているにもかかわらず、安倍政権は数の力を背景に強行採決するという暴挙に出ました。こうした政府の国民を軽視する姿勢や法律に対する疑念も払拭されていないことから批判も高まり、各層・各地域から廃止を求める声が相次いでいます。

特定秘密保護法案は当初より、「行政機関の長」の判断で恣意的に「秘密」と指定でき、公務員が秘密を漏洩した場合は最高で懲役10年とし、民間人も罰則の対象とするなど、国民の知る権利や言論や表現、報道の自由が侵害される危険性が指摘されてきました。

国会での審議が進むにつれて、修正や訂正が繰り返し行われても特定秘密の基準が極めて曖昧で、期間も最長60年として例外を設けるなど、行政機関の判断で国民の共有財産である情報が永久に隠匿される可能性も明らかとなりました。罰則の範囲も、秘密の漏洩にとどまらず、取得行為、それらの未遂、教唆、扇動、共謀、過失による漏洩まで対象とするなど、社会全体を萎縮させ、監視国家となる恐れも生じてきています。

第三者機関の設置についても、「独立した公正な立場で検証、監察できる新たな機関の設置を検討する」として、国会答弁のなかでは内閣府に保全監視委員会や独立公文書管理監を設置するとしましたが、あくまでも内部機関であり、チェック機関としての機能は疑わしいものがあります。また、閣僚を指揮・監督する首相が第三者的に関与するなど、特定秘密への拡大解釈の疑念は、深まるばかりです。

特定秘密の取り扱い業務を行う者に対する適正評価についても、本人や家族のプライバシーに関する事にまで及ぶなど、人権侵害さえ危ぶまれます。また、国会への特定秘密の提供の是非は政府が判断するとされており、国会による「国政審査権」が十分に機能しない可能性もあり、三権分立さえも脅かす恐れもあります。

このように特定秘密保護法は、人権を抑圧し、国家秘密を優先するなど、国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立憲主義や民主主義を根底から覆す悪法であり、暗澹たる社会に導くもので、決して認めるわけにはいきません。強行採決直後の道内報道機関の世論調査でも、反対・慎重審議を含めると9割にも達し、いかに本法律が国民に支持されていないかが明確です。したがって、衆参両議院での強行採決に抗議するとともに、国民の暮らし・基本的人権・国民主権・平和主義を守るためにも、政府は国民の声を真摯に受け止め、「特定秘密保護法」を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善・就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援(1,000人)を含む1,703人とどまりました。さらに、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」を段階的に削減する政策を進めています。生活保護世帯は、全道で12万2千となっており、生活保護費の削減は、「就学援助」を受ける全道9万4千の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがあります。

教育現場においては、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている

人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されております。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が、1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
5. 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

こうした中で、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をした。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ7年間で90円引き上げられたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げができていない現状である。

既に、生活保護費とのかい離解消と合意した期間が過ぎ、全国で唯一逆転現象が解消されていないが、昨年の北海道地方最低賃金審議会において、本年度でかい離解消を図るという答申

が出された。物価上昇局面にある中、賃金が上がらなければ働く方々の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねない。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えない。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金の履行確保が極めて重要な課題となっている。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に8000円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営を図るとともに、昨年、北海道地方最低賃金審議会が出した生活保護費とのかい離を平成26年度で解消するという審議会答申を十分尊重すること。また、景気回復と物価上昇局面にある中、経済成長と所得向上を同時に推し進め、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、適切な水準を確保するよう最低賃金の底上げを図ること。
- 2 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、道内事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。
- 3 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減税などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り以下の対策を求めます。

記

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基

づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
3. 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
4. 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
5. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した階段補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
7. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財政大臣、経済財政政策担当大臣、経済産業大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第12号特定秘密保護法の廃止を求める意見書案について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第12号について起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第13号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学

級」の実現を目指す教職員定数改善・就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第13号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第14号平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第14号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第15号地方財政の充実・強化を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第15号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第16号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 意見書案第16号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） ー登壇ー

意見書案第16号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するも

のです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんにかかる医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月13日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

○議長(山崎数彦君) 本件については、質疑及び討論を省略し直ちに採決したいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。
ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。
したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第17 閉会中の継続審査の申し出についてであります。
各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。
以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。
これをもちまして、平成26年歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

（午後 2時31分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 女 鹿 聡